

第二部 歷史編（原始）（近世）

。歌人 齊藤茂吉參拝作詠

ひむがしの空にあきらけき

高千穂の峯に真向ふ陵ぞこれ

澄みはてし吾の心を額づくや

高屋の山の上の陵

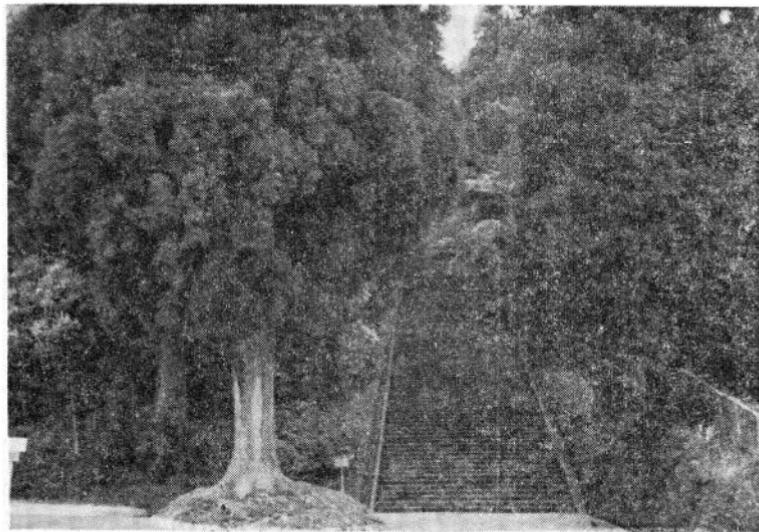
神の代とおき明りのさすごとき

安けきにいてなく鳥

うつつなるこの御陵に神の代を
おもいて去りあえなくに

しげりたる木むら中のゆたけきに

鶴ひよどり
来なく神の御陵みささぎ



高屋山上陵 (表参道)

序 章 神話と溝辺

古事記、日本書紀などの古典によつて伝えられているわが国の神話は、高天原、出雲、日向を中心地とする物語りであつて、国土の成立、皇祖神の出現、神の政治機関、天孫降臨などの物語りを根幹とし、民間伝承の伝説を含めて組織されている。

わが郷土溝辺は、神代第二代天津日高彦火出見尊の御陵、高屋山上陵（たかやのやまのみささき）をいただくわが国神話の上に極めて由緒深きところである。

そもそも天孫降臨の神話によれば、高天原にましました万物創造の日の神、皇祖天照大神は、御孫瓊瓈杵尊に三種の神器を授けて、「豊葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可、王之地也・宜ニ爾皇孫就而治焉。行矣、宝祚之隆當下与ニ天壤無上レ窮者矣。」との神勅を与えられた。

これを受けた瓊瓈杵尊は諸神を従え、猿田彦命の案内により日向高千穂峯にお降りになつて、高千穂の宮を都と定められたがその後、「吾田の長屋の笠狹のみ崎」のあたりにお出でになり、長き御治政の後御崩御、聖体は「可愛山上陵」に葬り奉られた。霧島神宮は瓊瓈杵尊を御祭神とする。

尊の御子「彦火火出見尊」の御時代も、また日向の地にましましてみ代をしろしめされたが、崩御されて「高屋山上陵」に葬り奉った。

彦火火出見尊の御子を「鷦鷯草葺不合尊」と申し、尊の御代も高千穂宮においてになつたが崩御の後、「吾平山上陵」にお納め申し上げた。しかして、隼人町鹿児島神宮は彦火火出見尊を、宮崎の鷦鷯神宮は鷦鷯草葺不合尊を御祭神とする。

以上三代御治世の日向の地は、後の薩、隅、日にあり現在の鹿児島、宮崎の両県にわたる南九州一円の地域をさしているのである。

かくて三代の神々は日向の地に君臨遊ばすとともに、建国大業の計画をも進められ、鷦鷯草葺不合尊の御子神日本磐余彦尊（神武天皇）は神代の意志を継ぎ、高千穂宮で軍議をこらして東征の途に着き、ついに大和の国にはいられ、樞原の地に都を定め、第一代天皇のみ位につかれた。これすなわち大和朝廷の起源で国家統一の大事業は、その子孫によつてちやくちやくと遂行された。さて本町はゆう遠の昔から、神々の御恩沢に浴して今日に至つてゐるのであるが古事記によると、

「故日子穗々出見命者。座ニ高千穂宮。伍佰捌拾歳。みはかは
御陵者。即在其高千穂山之西也。」とあり、金割岡な

る高屋山上陵は、彦火火出見尊の神靈永久にしずまりますところ、往古御陵の山腹に、彦火火出見尊の神靈を祭神とする鷹屋神社があつたが、応永十八年（一四一）

今から五六一年前、御小松天皇のみ代に神威を恐れ、また村人たちの参拝の便をはかるために現在の地（麓宇宮ノ上橋之口）に遷座されたと伝えられ、この辺一帯の総鎮守の神として人々の尊敬を集めている。

なお高屋山上陵の御治定については、政府によつて明治元年後醍醐真柱、三雲藤一郎及び三島通庸等に命じて調査せしめ、明治三年重ねて田中頼庸及び山之内時習に、さらに明治六年樺山資雄に命じて慎重にその調査にあたらしめ、明治七年七月高屋山上陵の位置を現在地に御治定され、明確にされたものである。

町民は昔から郷土の歴史の根源は、この高屋山上陵を中心いて、神代ゆう久の遠き昔にあるものとの信仰に生き、上古日本民族の美しい敬神崇祖の精神をわがむねに、誇り高き生きがいを求めて幾千年の生活を代々この地につづけてきた。

明治の世となつて御陵が明確に治定せらるるに至つては、なお一層の誇りと所信を新にして、祖先の遺志を力強く受け継いだことであろう。御陵への参拝は県内はもち論全国各地から年間を通じて絶えることがない。

第一章 原 始

日本列島の成因については、今より一億五千万年前盛んな火山活動によつて隆起し、その後幾多の変転をきたしつつ進行形成されてきたものであるといわれているが、人類がこの列島に住み始めたのは数万年前にさかのぼるであろう。

大昔の人類は道具を作つて使用することもなく、自然石やそれに少々の加工を加え、極めて簡単なものを用具として使用し原始的な生活を営んだ。その時代を原始時代または先史時代と称している。

日本民族も原始時代より以後各時代を経て発達してきただものであるが、考古学では研究上、この時代を先土器時代（旧石器）、^{じょう}縄文時代、弥生時代、古墳時代に区分している。

ここではこの区分にしたがつて、各時代における文化の状況や社会生活の状態などについて、概略を述べることにする。ただし古墳時代については第二章で述べる。

第一節 先土器（旧石器）時代

久しい間、日本では縄文式土器の使用された縄文時代

より以前の、土器の使用されない石器時代の存在は考えられていなかった。

しかし、昭和二四年（一九四九）、群馬県の岩宿遺跡が発見され、遺物が出土した関東ローム層の研究や、放射性炭素の年代測定の方法により、現在から一萬年以上前にさかのぼるという、先土器時代が日本にも存在したことが確認された。

その後、この時代に属する遺跡も数多く発見され、先土器時代の研究は長足の進歩をとげたに至った。

その研究にともなって、土器を伴出しないという意味で「無土器文化」と一時称されていたこの時代は、「先土器時代」と称することが、より適切であるとされ最近では後者の方を用語として使用している。

さて、この時代のひとびとは狩猟生活を営み、その生活用具として使用されたものが数多くの石器類である。時代や地方により、その形状や使用目的により種々のものがあるが、すべて打製石器である。（一部には、磨製のものもあつたといわれている。）

河口貞徳氏の報告で、川内市楠元町中馬立及び同市上竹之隅より、尖頭器が発見されている。また最近では、出水市の上場の遺跡の発掘によつて、細石器・細石核・削器・台形石器・ナイフ形石器・尖頭器などの発見が池水寛治氏の報告によつて知られている。

打製による石器製造は、硬質の石材に衝撃を加えることにより、おのずから剝片がとびちるような原材の性質を利用したものであつたから、できるだけかたい原石が使用された。それには燧石・石英・珪岩・めのう・黒曜

石・安山岩・砂岩・頁岩・そして水晶まである。

これらの原材に衝撃を加え剝離したものや残った石核に、加工をして種々の石器は製造されたものであろう。

石器には、握斧（打つたり、割るときに使う）、削器（搔きとつたり、えぐつたりするときに使う）、削器（（搔きとつたり、えぐつたりするときに使う）、彫器（けずつたり、切つたりするときに使う）、彫器（彫るとき使う）もみ切り器（きりとして使う）などである。そのほか、加工されていない剝離面のするどいものも使用したとも考えられる。

ただ、この時期に石器の発見例は報告されていないが、当時かような狩猟用具（工具、調理用具などもあつたであろう）を使用し、生活を保持していたのである。

（なお、この時期には火も使用されている。）

本県の先土器時代の遺跡、遺物としては次のものがあげられている。

河口貞徳氏の報告で、川内市楠元町中馬立及び同市上竹之隅より、尖頭器が発見されている。また最近では、出水市の上場の遺跡の発掘によつて、細石器・細石核・削器・台形石器・ナイフ形石器・尖頭器などの発見が池水寛治氏の報告によつて知られている。

本町では、まだこの時代の遺物は出土していない。

第二節 繩文時代

先土器時代末期には、石器の製作技術もやや進み、先土器時代の石器が打製であるのに比し、この時代は磨製のものが大部分である。このことから前者は旧石器時代、後者を新石器時代と区別してよぶこともある。しかし、この時代も利器のほとんどが石器であり、その意味では石器時代である。

両時代のちがいは土器の有無である。この時代には土器が出現し、器体に縄目の文様を施すところから縄文式土器と称せられ、この時代を「縄文時代」と称している。その起源については諸説があるが、大体紀元前七〇〇〇年から八〇〇〇年といわれている。

ところでこの時代には、石器はもつとも重要な労働用具であった。狩猟具としての石鎌・石槍・漁撈具としての石鎌、工具として石斧などがあり、そのほか、石匙・石棒・石臼・石皿などがあった。これらの中には主用途のほか、副次的に使われたものもあったであろう。また骨や牙で製作された道具もあった。

次に採集経済下において、重要な働きをしたのが石鎌であり、この時代には後世の人が驚くほど立派な弓と矢がつくられ、その矢の先につけられたのが石鎌で、一部

には局部磨製のものもあるが一般的には打製のものである。なお製作の関係で石材は黒曜石・珪岩・頁岩・粘板岩などが使用された。

また石槍も弓矢とならぶ狩猟具であり、弓矢の限界以上の大動物を捕獲する時には、なくてはならぬものであつたろう。この石槍の石材は主として黒曜石、頁岩・粘板岩などである。

漁撈具の中で石が使われたものに石鎌があり、この時代すでに網を使用していたと確認されているが、その網の縫りに使われたものである。それは手ごろな自然縫の両端を打ち欠いたものにすぎないが、中には結びやすいよう細い溝をつけたものもある。

石斧は縄文時代を通じて使用された最も一般的な道具であり、狩猟具、工具としての用途が考えられるが、工具として使用が多かったのであろう。磨製する関係で比較的やわらかい蛇紋岩・砂岩・閃緑岩などが選ばれた。また打製石斧も使用されているが、その用途は堅穴住居の穴を掘るとか、食料に供する球根類の採集など土掘りの道具と考えられている。

次に土器について考えてみたい。長い縄文時代の土器は時期や地域により、かなりの差異が認められ、時代区分は早期、前期、中期、後期、晩期の五期に分けられる

早期の土器は、素焼きで焼きは案外よく、施文は撲文、押型文、沈線文などであり、器形は基本的には尖底の不安定なものが多い。

前期の土器は、早期末から出現し始め丸底、平底が一般化する。そして地域差もあらわれ、同地域でも前半と後半ではかなりの差異がみられるようになる。

中期の土器は大形、厚手のものがが多くなり、一般的には口縁部が外反したり、握手をつけたりするようになり文様もきわめて装飾的である。

後期の土器は、分化が著しくなり中期ほどの派手さはなくなるが、注口式土器の製作、施文も磨消繩文となり、その製作技術は高度化している。

晩期の土器は、東日本では亀ヶ岡式といわれる精巧な土器が広く普及分布するようになり、西日本では晩期末になると、突帯文土器が広く分布するようになり、無文化の傾向が進む。つまり、この時期は弥生式土器の母胎期的性格をもつものであるといえよう。

以上縄文時代における石器と土器について述べてきたが、これらの石器と土器を使用してひとびとは生活を営んできたのであるが、今その時代のひとびとの姿を考えてみよう。

この時代の中期打製石斧使用の用途から、農耕説も出

現したが、縄文時代は採集経済生活とするのが一般的である。したがってひとびとは、狩猟や漁撈生活を営むために便利な川や海の近くに血縁的関係で堅穴式住居を作り、小さな集落を形成し、成人男子ははげしい労働を必要とする狩猟・漁撈に従事したことであろうし、貝塚から出土する遺物からみると、あらゆる種類の動物や魚類が捕獲され、これによって生活が維持されていたことがうかがわれる。

また一方女や子どもたちは、男子に對して比較的軽労働で、山野の果実草根類、海や川の貝などを採集しているのであり、こう考えて來ると、当時の生活といえども男女分業的形態をもつて、共同協力の生活が続けられていたものだと思われる。

次にこの時代の死者の葬り方は、貝塚から掘り出された人骨がみな同じような埋め方をしていることから、ひとびとの間には貧富貴賤の差はなく、すべて屈葬が行なわれ、さらに後期晩期になると伸葬も現われだしたといわれている。この時代のひとびとの死者を葬る屈葬の考え方方に、墓の穴が小さくてすむという説、今一つは死者の靈が再び体より抜け出し害を加えることがないよう、これを防ぐために屈葬にしていたという説がある。

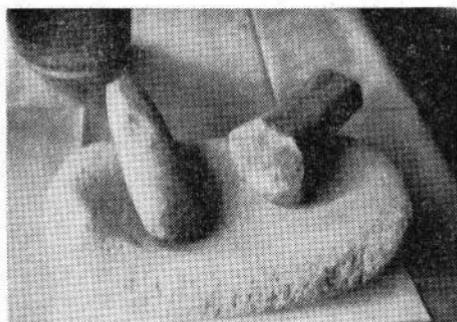
しかし、いざれにしてもこの時代は、原始共産的な生

活のもとに、貧富貴賤の差もなく生活がおくられていたと考えられているが、その生活を大きく規制したもののは、縄文時代のひとびとの原始的な信仰心の問題であつたろう。屈葬、伸葬など詳細に研究され、当時の信仰心の状態なども次第に明らかになりつつあるが、ここでは省略し本町の縄文時代の石器類及び土器などの出土の実態にふれてみよう。

一 繩文式土器（破片）及び石器類出土地明細表

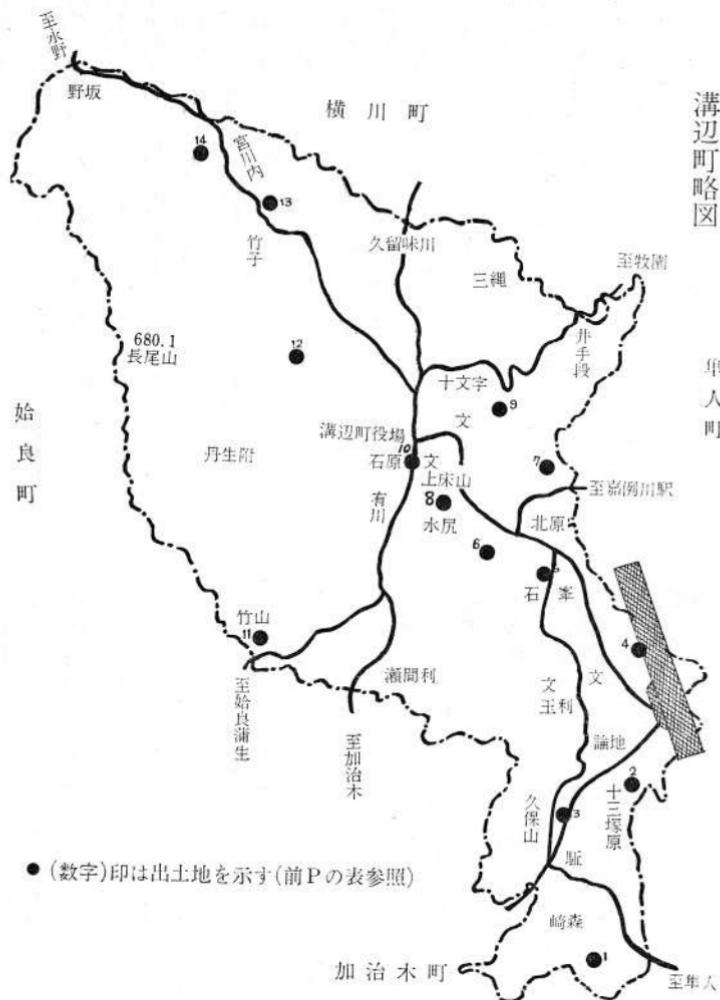
二 繩文式土器・石器類出土遺跡分布図 (次P)
三 出土遺物

○ 陵南小所藏



石 器 (繩 文)

縄文式土器・石器類出土遺跡分布図



麓石峯鳥丸親男氏宅地内であり、ここは十三塚原台地西北端の開折谷にのぞむ地帯にある。昭和四十一年八月発掘調査がなされている(河口真徳氏調査)。地層は四層にわかれ二層以下が遂物包含層である。出土土器としては、塞ノ神B式、斜行縄文土器、具殻条痕文土器、爪形文土器、山形押型文土器、平格Ⅱ式、変形撚糸文土器などがある。なお、層位別にあげると、

第二層出土の土器

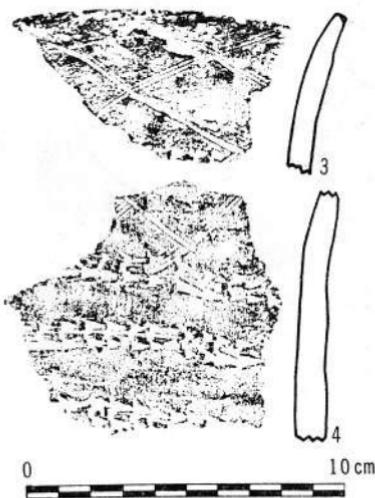
塞ノ神B式、具殻縁部を施文具とする横位の平行条痕を施した土器、丸底の器形で不規則な爪形文を施した土器、斜行縄文を施した土器、縦位の隆帶を施した土器などが出土している。

第三層出土の土器

貝殻条痕土器、斜行縄文土器、縦位の山形押型文土器、平格Ⅱ式、波状変形撚糸文土器、(石峯式)が出土している。

第四層出土の土器

石峯式土器、山形の平行沈線を縦位に施した土器が出土している。(石峯式)は、鹿児島湾頭の山地帶に分布する。器形は胴部の張つた深鉢で頭部はし

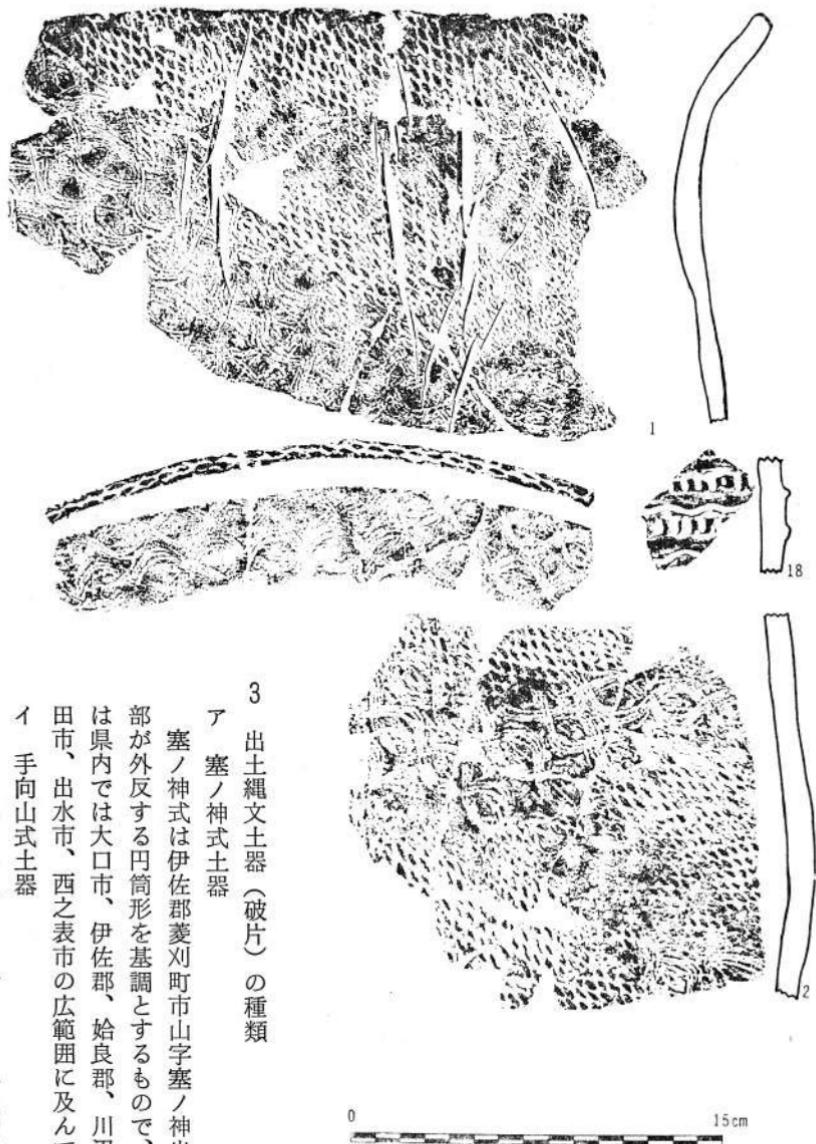


ア出土の土器 (縄文)
塞ノ神B式 (3・4)

(鹿児島考古第6号より)

・4・イの1・2・18)

まり、口辺部は外反するもので、底部は発見されないが尖底に近い丸底であろうと考えられる。口唇部は平坦で外側へ傾斜している。文様は外側全面に楕円形押型文と変形撚糸文(数本の撚糸がくさり状に連続押捺されたもの)が、口縁部から胴部へかけて斜に交互に、胴部以下は横位に交互に押捺されたもので、口唇部には楕円形押型文、口縁部内面には変形撚糸文を施文したものである。(次図アの3



イ 出土の土器（縄文）

1・2（石峯式）・18平椎Ⅱ式

3 出土縄文土器（破片）の種類

ア 塞ノ神式土器

塞ノ神式は伊佐郡菱刈町市山字塞ノ神出土の口縁部が外反する円筒形を基調とするもので、その分布は県内では大口市、伊佐郡、姶良郡、川辺郡、加世田市、出水市、西之表市の広範囲に及んでいる。

イ 手向山式土器

手向山式は大口市羽月手向山出土の押型文土器を

標式とするもので、その分布は県内では大口市、伊佐郡、姶良郡、川辺郡、加世田市、出水市の広範囲に及んでいる。

ウ 吉田式土器

鹿児島郡吉田村大原吉田遺跡出土の条痕土器である南九州貝殻文土器を基調とするが、これは石坂・吉田一前平の系統に移行しつつ分布範囲が広くなっている。

エ 岩崎下層式土器

岩崎下層式土器は熊本県益城郡城南町阿高貝塚出土を標式とする阿高式土器の影響を顕著に表現した土器で、三つの山形隆起部をもち、口縁の鉢形をなし、底部はややあがりきみである。文様は短曲線と横線の組合せで統一性がない。

縄文時代の本町の文化をしのばせる土器や石器類の貴重な資料を出土する遺跡地が、東南端崎森（桑の丸）を始め、十三塚原台地、石峯、横頭、上床山、中野、木佐貫原（高屋山陵周辺地城）、また西南部の竹山の山麓地帯、竹子では据石ヶ丘、石井口、宮川内の地帯等にわたり、今までの調査に基づき明らかにされている遺跡の分布状況は図示したとおりである。

その箇所は一四箇所で少くないが、本町の全地域にわたりて事実からして、発見されているものは氷山の一角に過ぎず、いまだ発見される機会に恵まれず地下に埋蔵され、寂しく無言のまま眠っている貴い遺物が数多く埋没されているのではないかと思われる。

もし埋没しているものがあるとするならば、これは今後に残された遺跡研究の大きな課題の一つといわねばならない。研究の結果表面に出ていた遺跡遺物は、いわゆる縄文時代より人間がこの地に住みつき、原始時代の採集経済社会のきびしい自然の制約のもとに、生活が営まれていた事実を如実に物語るもので、その遺物は昔をしのぶための貴い生きた資料である。

第三節 弥生時代

縄文時代晩期になると、土器の製作技術が向上し施文も簡素化無文化していく傾向になり、弥生式土器の母胎期であった。

これを受けて弥生時代にはいると、土器製作の技術はさらに高度化、専門化して行き、その過程の中で回転台（ロクロ）が使用されるようになり、器形が整い、焼成も一般的には高熱で薄く、色合いもやや赤みがかたくなり、文様も前時代に比し、櫛目、刷目など簡単とな

り、無文のものが多くなってきた。

この時代の土器は縄文式土器に比較して、前記のような特長をもつてゐるその土器は、明治一七年（一八八四年）東京都本郷弥生町で初めて発見され、その名の由来となつた。そしてその後の研究により、この弥生式土器の起源は紀元前二世紀（一世纪）といわれている。

ところで、この時代で重要なことは大陸との関係である。わが国の農耕生産の始まりと金属器の出現、それに伴なう政治的・経済的・文化的・社会的変化・その変革は実に大陸の存在なしでは考えられないものである。

このことを念頭におきながら、石器と金属器、土器と木器、農耕と社会生活をみてみたい。

一 弥生時代の石器と金属器

中国では紀元前一五〇〇年ごろ殷王朝時代、この時代に青銅器が出現し、次の周王朝時代にその盛行をみた。

ついで春秋時代にはいると鉄器が出現し、漢王朝時代に急速に普及され、この影響をうけてわが国にも朝鮮半島を経由して伝来したと考えられるが、両者がほぼ同時に

わが国における青銅器の遺物は、実用的なものより、

祭祀用、儀式用、宝器という性格のものであり、これら所有者の特別の権力地位を示すものであったといわれている。

また銅劍、銅鉢が北九州を中心に出土し、銅鐸が近畿地方を中心に出土することから、当時わが国には二つの文化圏が存立していたと考えられている。

一方鉄器においては、青銅器に比較して広く普及している。それは工具、農具すなわち労働用具といったものが多く、武具としての使用よりも、農耕生活の進歩に大きな影響をもたらすための工具、農具だつたろう。

しかしながら、このように金属器が出現し使用されたにもかかわらず、道具の中心は前時代に引き続き石器であり、鉄器の使用が一般に普及する後半に至つて、ようやく石器がその影をうすくしていったのである。

弥生時代の工具の中心は、やはり石斧であったといわれている。

それは、弥生時代における木材の使用量は縄文時代にくらべて、比較ならないほど増加しその伐採にはすべて磨製石斧が使用された。

したがつて石斧は伐採専用具になり、その関係で大形蛤刃石斧とよばれる全体的に鈍重な部厚いものが使用され、石材も打撃に強い玄武岩、閃緑岩などが選ばれた。

なお丸太を製材する時の加工工具としての「くさび」

も石斧が使用されていたのであるが、この「くさび」には用途上、刃部が鋭利な方が望ましくかたい水成岩が選ばれている。

またやりがんなが万能的に用いられ、金属器としては小形の鉄斧や刀子などが用いられた。

次に農耕が始まることによって、農具の出現をみたがその代表的なものは石庖丁と鎌である。

石庖丁は、半月形または舟形の扁平な石器で、手の中にはいるほどの幅であり普通背の方に二個の小さな穴があけられ、ひもを通して使用されるようになっており刃もよくとがされている。

鎌には鉄鎌と石鎌とがあり、鉄鎌は普通一三~一七種前後で、ひきながら切るように考慮製作され、収穫作業能率は石庖丁に比較すれば、著しく上昇したといわれている。

また石鎌は、鉄鎌をモデルにつくられたものである。そのほか用具としては狩猟具として鎌、槍、投弾などがあり、漁撈具としての鉤、釣針、石錘などがその主なるものとしてあげられる。

出土例からみると、当時貴重品であった鉄器の使用は少なく、石器、骨角器がほとんどである。

二 弥生時代の土器と木器。

縄文時代と弥生時代の土器は、同じ生活用具でありながら、その性格は多分に違う。その差異は、縄文時代は狩猟、漁撈の採集経済社会の生活と弥生時代になると農耕が始まり、農耕生産経済社会へと発展移行されたことに起因するものである。

弥生時代の土器はつぼ、かめ、鉢、高杯をセットにしたひじょうに機能的なものである。

つぼは、口縁部が小さく胴部がふくらんだ形で、ものを貯蔵するのに都合がよく、かめにくらべて製作文様とも入念であり、中からもみが発見され貯蔵用として使用されたものであることが明確にされている。

それにくらべてかめは、平均して口径が大きく製作は粗雑であるが、器面にすすのあとが残っていることから煮沸用として使用されたものと推定されている。

しかし、また別な大形のものは火に焼けたあともないことから、水などを入れるものであったと考えられ、さらに中期になると大形化し、それは死者を埋葬するかめ（かめ棺）としても使われた。

このように土器の大形化と併行して、一方では水差形土器、注口土器とよばれる器形の土器があらわれる。かのように中期になると農業生産技術の向上進歩に伴つ

て、土器の器形もまた分化して行くのが特長的であり、そしてこの時期に器台も出現し、その上に種々のものをのせ、高坏と同様供献に使用されたものであろうと考えられている。

またこの時代のつぼ、かめ、鉢、高坏などは器形の変化はあるものの、貯蔵・煮沸・供献という諸機能は、この時代の初期より終末まで一貫した基本的形態であった。

一方、木器は腐りやすく出土例が少ないが、鉢、盤状木器・片口・木製高坏、器台・コップ状木器などがある。木器は縄文時代にも製作されたが、この時代のものは形状・種類等バラエティーに富んでいるといわれ、例えれば、鉢は個人用に食物を分けたり、液体を注ぐものとして使用され、片口なども液体を注ぐのに便利な容器として幾つかの種類が生まれ、用途に応じて使い分けられたと考えられる。

これもまた、農業技術の向上進歩によったものである。なお木製の道具としては農具もあるが、それは次項にゆづりたい。

しかし、農耕が全国に広まつたといつても、狩猟、漁撈という採集経済が一変したわけではない。貝塚の研究から、狩猟、漁撈の生産方法が大きなウェイトを占めていたこともあきらかであるし、さらに初期の農業技術の低さ—生産性の低さ—不安定である要因に基づき、狩猟、漁撈の生産方法と農耕生産方法の共存という形態であつたろうことは当然のことであった。

かような状態は中期になつても尚共存の形である地域もあり、またこのころから急に農耕生産に変化する地域もあらわれ始め出し、変化して行く過程、姿は見逃すこととはできないことである。

三 農耕と社会生活

わが国における農耕の起源を縄文中期に比定する説が

出現したこともあつたが、現在では一部の地方で縄文晚期に始まり、弥生時代の幕あけとともに普遍化していくという説が定説になつてゐる。

農耕の中心は稻作であるが、稻の伝来については明確でない。ともあれ、福岡県の板付遺跡からもみあとのついた土器が発見され、研究の結果北九州に始まつた稻作文化はたちまちにして全国に広まつて行つたといわれてゐる。

農耕生産が恒常的になつて来る、慢性的飢餓状態であつた前時代にくらべ余剰生産が可能になり、遺跡の爆発的増加がみられ、つまりこれは人口の急激な増加を意

味するものである。

このことは労働力の増加になり、悪条件下の深田の乾田化、用水作業による耕地化などにより、さらに生産力を高める結果となつたのである。それは水田耕作不可能な地域の陸稲・あわ、ひえなど畑作化も促進されることにも関係づけられるに至つた。

後期にはいるとさらに水田耕作が広範囲に行なわれる。同時に、石器が次第に姿を消し、鉄器中心の道具になり、農具が鉄器化して行く。このことは大規模な排水と用水を可能にし、生産力の進歩向上が大集落形成へと進行して行く。その典型的な例が静岡県の登呂遺跡である。

もと原始共産的社會であつた生活から、農耕生産的社會へ移行すると共に、大集落形成へ進行し、次第に集落における身分階級の分化につながり、指導者が一般人と区別されるようになり前期古墳時代の萌芽期ともなるのである。

さて弥生時代のひとびとの生活は、どういうものであつたろうか。住居の所在が小高い所から次第に低地へと移り、住居の種類も竪穴住居・平地住居・高床住居と各種なものになる。

初期においては、成人男子は狩猟・漁撈に従事し、女

子どもは耕作や採集に従事していたであろう。やがて農業耕作の収穫の安定化に伴ない、男子も農耕を主とし採集を従とするようになり、そして移住生活から安住生活への転換である。

その時期に使用していた農具は実に多彩で、くわ、すき、田下駄、田船、たてぎね、うすなどと数多い。

小さな集落を形成し少しの田畠を耕していたひとびとは生産技術の進歩によって、生産力が向上し、人口が増加すると大集落形成へ移行して行くことになり、それは前述のとおり一面身分階級の分化を生ずるに至つたのである。

最後に当時代のひとびとの精神生活はどうであつたであろうか。指導者が政治と祭祀をつかさどり、未文化の状態にあっては、依然として自然崇拜の気持ちが強かつたものであろう。

しかし占によつて吉凶を判断し、土偶による豊かな生産を願い、埋葬法やまた剣や鉢や鏡などの副葬品からして、ひとびとの精神生活の一端がうかがえる。おそらく縄文時代から古い考え方と、この時代の新らしい考え方をミックスして、より豊かで安定した生活を願つていたものだろうと思われる。

四 本町における弥生時代の実態

1 弥生式土器及び石器類出土地明細表

2 右同遺跡分布図

出土遺物

岩元時吉宅付近
各学交所藏の分

4 十三塚原遺跡発掘調査出土の分

県大型空港建設予定地（十三塚原）の遺跡分布調査
が、昭和四十四年十二月と昭和四十五年一月および二
月の三度、延べ一週間にわたって行なわれた。

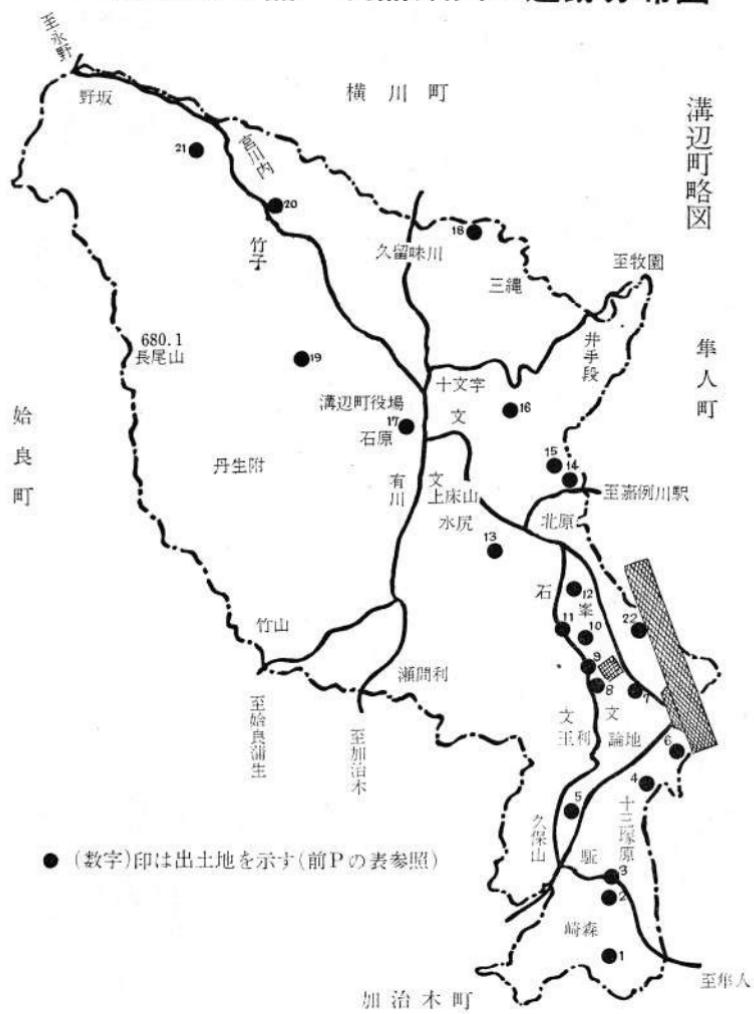
その結果建設用地北端部に主として縄文式土器片、中央部に弥生式土器片、土師器片、須恵器片が採集され、またそのほか各部分には土器片と小数の石器の散在がみられ、全体の地表面採集物がみかん箱一箱位採集された。

その結果、県教委では発掘調査を計画、北端部の地点を第一地点、中央部の地点を第二地点として、発掘調査の実施が昭和四十五年七月十九日から二十九日まで（十一日間）行なわれた。

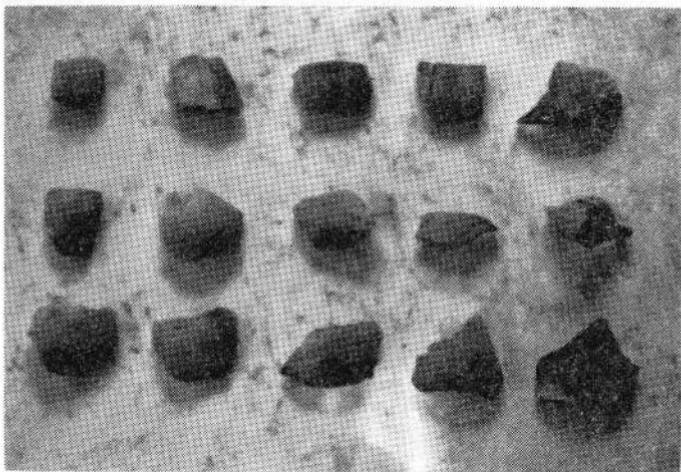
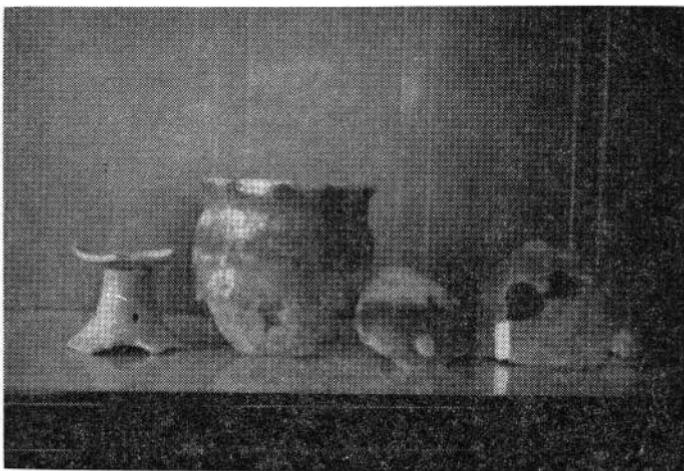
その調査が行なわれた第一地点と第二地点の遺跡より出土した遺物をあげると、次のようなものである。

(県史跡調査会報告書より)

弥生式土器・石器類出土遺跡分布図



1 岩元時吉宅付近出土の弥生土器

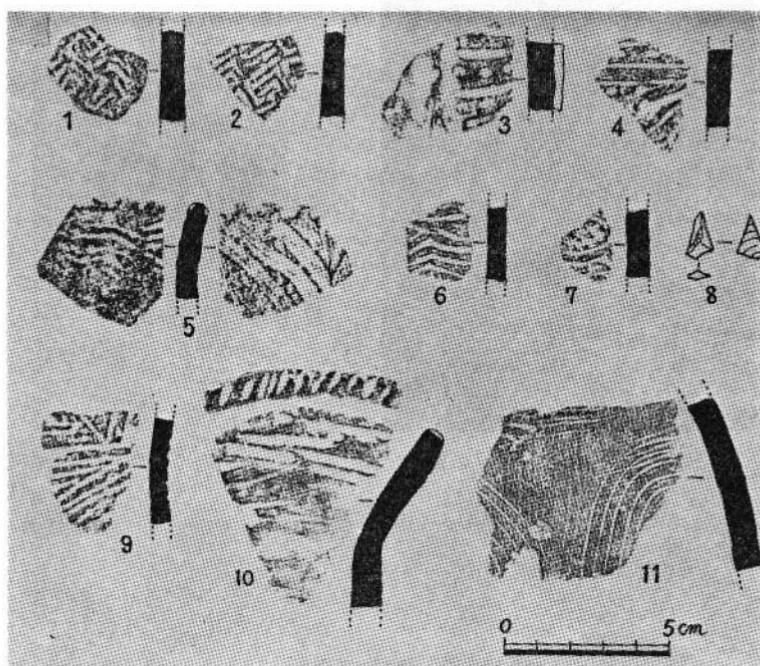


。この土器は弥生式後期の土器と土師器であり、すべて焼成不良、かっ色を呈するが上図の鉢形のものは黒色の焼きつけがみられ煮沸用土器と考えられる。また土師器の高杯基部は脚部下方に正しく配置され貫通した4個の穴がある。



第1地点 C トレンチ 土器拓影

表面採集品1~5、出土土器6~11、黒輝石片8



(1)(2)は山形押型文、焼成は不良、茶かっ色。

(5)は山形押型文焼成良、灰かっ色。

(1)(2)(5)は縄文前期手向山式土器片。

(3)(4)は沈線、刺突文、焼成不良、かっ色、阿高式系統の縄文後期土器片。

(6)は山形押型文、焼成不良、かっ色。

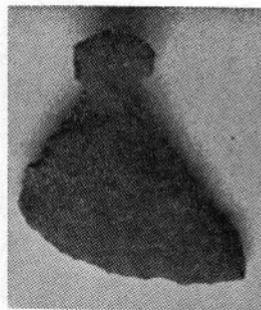
(7)は山形押型文、焼成不良、黒かっ色。

(6)(7)は(1)(2)(5)と同様縄文前期手向山式土器片。

(8)は黒輝石片。



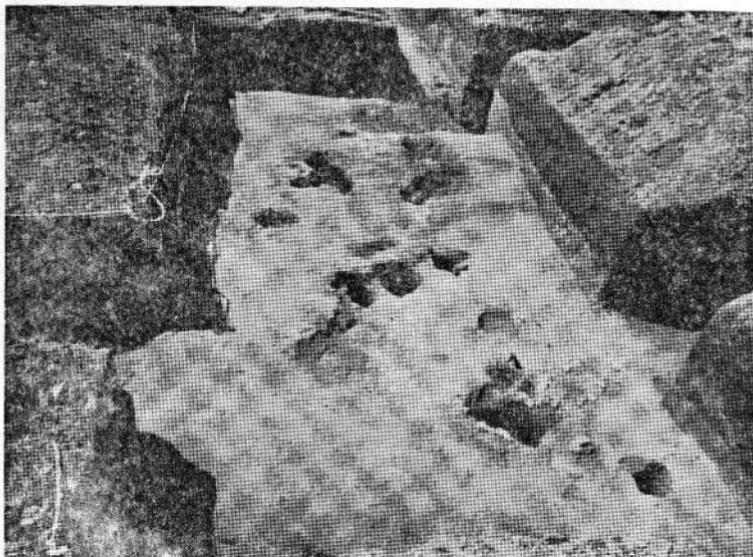
第2地点・Cトレンチ(北より望む)



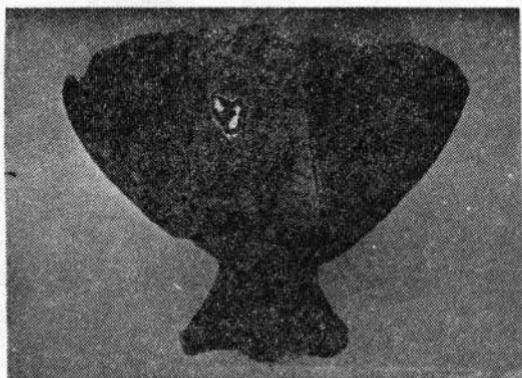
Cトレンチ出土石ヒ



第2地点・出土土器



第2地点 i~IV V区拡張部分において焼土部を中心に掘り下げ、第3層に達して生活面をとらえたが、その輪郭は判然としない。弥生後期の土器群のあり方からみても、この時期の住居址またはそれに類似するものであるといえる。



第2地点出土の土器は弥生後期の土器が主体である。図の
高杯基部は脚部下方に正しく配置された4個の穴をもつが
これは貫通されていない。弥生後期の高杯や器台に一般に
みられる器壁に穴をあける手法の変形として注目されるも
のである。

第二章 古代

参考文献

三

これまでの歴史は主として、考古学の研究による遺跡遺物によって知られ得たことのみであったが、前節弥生文化中期以降の時代になると、新らしい農耕の中核をなす稻作文化が進展して行く過程の中で、台地から平地へ集落が移動し生産活動が活発になり、生産量が増大すると段階になると、食糧資源の貯蔵がなされ生活にもゆとりができた。

かくして時代とともに文化の速度も早まり、社会生活の変化も大きく、有力な豪族の出現を見るようになる。と、やがて社会には支配と被支配との力関係を生じ力の強い支配者は、更に幾つかの集落集團を合せた広い地域を支配するようになる。かようにしてあちこちに小国が出現するに至つたものであろう。

このころのわが国の起源やその発展を伝えるものとしては古事記、日本書紀などがあり、古事記は、七一二年（奈良時代、和銅五年）大安麻呂が稗田阿礼の口述を記録したわが国最古の文献、また日本書紀は、七二〇年（養老四年）に天武天皇（第四〇代）の第三皇子舍人親

王が、神代より持続天皇に至るまでの歴史を編述献上したもので、両書とも神話や伝説に満たされていることから、史実として実証することは困難であっても、ゆう遠なる立国と、民族精神のよつてきたる根元を深究する上からはきわめて重要な資料であることはいうまでもない。

なお中国の文献によるとわが国上古のことを次のようについている。すなわち「漢書」の中に前漢の武帝が朝鮮を討つて領土となし、樂浪郡以下四郡を置いたが、そのころ、倭（日本）は百余国に分かれ、年々樂浪郡に往来していたといわれているので、このころすでに多数の小国家ができていたことがうかがわれる。また「後漢書」によれば、紀元五十七年に、倭の奴^なの國の使が、後漢の都洛陽にいたつて、時の光武帝から金印をうけたとある。

さらに紀元一〇七年には、倭の国王が後漢の皇帝に奴隸を一六〇人献上した記事が後漢書の中にもみられる。

こうした使者によって、青銅器や鉄器はわが国にもたらされたものであろうが、しかしそれらの銅劍や銅鉢や

銅鏡は、小国家の国王たちの手ににぎられて、その權威を高めるための道具に使われ、一般の人々はやはりいぜんとして石器や木器を使用していたものであろう。

三世紀の初め中国では、後漢が滅び魏、吳、蜀の三国が対立して天下を争つたが、中国の史書「魏志」東夷伝の中の倭人伝によれば、このころ日本では多数の小国家が分立していたが、卑弥呼と呼ぶ女王が出現し、女王の支配する邪馬台国が最有力で、女王は宗教的な權威でもつて他の国々を従えたとある。女王卑弥呼は魏の朝廷に使を送り、とくに二三九年、使は魏の國より親魏倭王の号と、金印などを受けた。卑弥呼の後は、夷与という女王が立ち、魏と交通したといわれている。

また「魏志」には中国から邪馬台国へいたる道筋や、卑弥呼女王との政治の状態、魏との外交関係、倭人の風俗、産物などについて詳細に伝えている。邪馬台国に従属する諸国にも国王はいたが、外交は邪馬台国が權限の一切を掌握していた。

これは、西暦紀元前後ごろの倭王が漢と交通していたのに比較して、国土統一への著しい前進を物語るものであろう。なお夷与は魏の次におこった晉の國とも交通したが、二六六年の使節派遣を最後として、この邪馬台国^の消息はとだえている。

邪馬台国の位置について学界では、畿内説と北九州説が対立している。なお邪馬台国と大和朝廷の関係については両者を同一視する説、すなわち畿内説と別個視する

北九州説が対立しているが、大和朝廷は三〇〇年前後、
国土統一に成功したとみるべきであろう。

第二節 大和朝廷の成立と発展

大和は古くから弥生文化発展の東の中心地で、鉄器の普及も他の地方に先んじていたし、また銅鐸（祭りに用いる青銅製のかね）の製作にしても主導的役割を果してきた。このように大和地方を中心とした畿内文化は、あらゆる面で、自主的、発展的段階を次第にく使しつつ、各地にこれを普及渗透させていった。従つて早くから強力な豪族が出現したが、中でも奈良盆地の南部から起つた皇室の先祖を中心とする大和朝廷は、次第に畿内全域にその勢力を張り、進んだ文化と軍事力は着々と国家統一の事業を推進し、四世紀の始めごろには関東、東北の一部を除いて、その威光はほとんど国土全域に及んだと思われる。といつても文化の渗透は簡単に行なわれるものでなく、九州の熊襲征伐や蝦夷征伐など長い期間にて朝鮮半島にその勢力を伸すこととなつた。このころ半

が分立していた。三六九年大和朝廷は、新羅の圧迫を受けた百濟の求によって、兵を出して新羅、百濟をその勢力下におさめ、宮家として任那に日本府をおいた。一方国内における支配体制も次第に整つていったが、大和朝廷は服属した首長はこれを滅すことなく、そのまま新しい統治機構に組み入れ、ある者は伴造とし、ある者は中納門主としてこれまでの土地と人民を治めさせた。このように、従来の在り方をなるべくそのまま認めるというやり方をとったので、その支配体制は自然に発達した社会組織に基づいた独特のものとなつた。これが氏姓制度である。

このころ、日本の社会は支配者である豪族と被支配者である農民とははつきり分かれ、それらの下に奴^やと呼ばれる少数の奴隸があった。

朝廷に服した豪族は多くの農民を率いて朝廷の仕事に参加したのである。その中で中央の要職につき、特技をもつ一部を率いて仕える職掌を、膳(朝廷の料理を司る)とか玉作とか剣部とか呼んだ。この同じ呼び名をもつた人々の集団を氏といい、その統率者を氏上、他を氏人と称した。

島には、北方に高句麗があり、南方に百濟、新羅、任那

連・君・直・首・造・史などの姓が与えられ、仕事と地位を世襲した。地方の国造、県主は朝廷の要求に応じて、労役や軍事に必要な人力を提供し、時には物をおさめることもあって次第に地方官の性質をおびるに至った。

姓はもと支配者に対する敬称としてここに発生したものであつたが、次第に皇室を中心とする政治的関係の中における地位を表わすものになり、中でも臣と連とは家柄が高くその最たるもののが大臣、大連となり、五世紀ごろとなると蘇我氏が大臣、物部、大伴氏が大連として、朝廷の国政を指導し政治の中心的存在となつて勢力を張るに至つた。

このような政治組織を氏姓制度と称し、大化の革新（六四五年）まで続いたが、その最も特徴とするところは各豪族が土地と人民とを有し、世襲の地位を確保していることである。朝廷は豪族を統制する方法として、政治面では氏姓制度を確立したが、精神面では皇室に関する神話、伝説を一つの体系としてまとめあげその統制をおこなつた。

第三節 熊襲と隼人

わが県人の先祖として、記紀に登場しているのは、熊

襲と隼人である。

熊襲の熊は、肥後の国の中のクマであり、襲は阿蘇のソであり、また、曾於郡であるソであり、日本書紀には日向の襲という記載もあり、熊襲の国は、すなわち熊襲が住んでいたであろう地域は、宮崎県、熊本県、鹿児島の三県にあたるといわれている。

この種族は大和朝廷によくそむく種族で景行、天皇、日本武尊、仲哀天皇が親征されたことについては、われわれがよく知るところである。このことは大和朝廷の存立と国土統一経営の立場に重大な影響力を与え、中央の権力によく服従せず、九州南部の山岳地帯の多い地方にあって、勢力をはつてていた種族であったことを物語つてゐる。

熊襲種族の終末については、神功皇后の征討記事が最後であり、以後その名はみえない。景行天皇や仲哀天皇親征は五世紀の前半のことであろうといわれており、だとすれば熊襲の姿は五世紀後半ごろから消え去つたことになる訳である。

次に隼人であるが、隼人は「神后紀」以後になつてはじめて現われてきた種族である。ハヤトとはハヤビトの省略であり、記紀の説くところによれば、「ハヤビト」すなわち、勇猛じん速なる人という意味で、隼人は、結

極南方の勇ましい人と云うことになる。

隼人は風俗・習慣・言語が中央畿内に比較して異なつてゐる関係上から、大和朝廷には異民族とされていたものであつたろう。

隼人の居住地については、大隅・阿多・薩摩・日向隼人などと呼ばれて今の宮崎・鹿児島県に居住していたもので、大体において熊襲の居住地とほぼ同一の地域である。記紀によれば古くは阿多隼人と大隅隼人の二つによつて代表されていた。しかし、大宝年間になると薩摩隼人が阿多隼人の名に代わるようになってきている。隼人はしばしば反乱を起こし、大和朝廷は苦心をなしへ頭をなやませたようである。

隼人とはまた、彦火火出見尊の兄火闘降命の子孫であり、海幸山幸の伝承に火闘降命が弟に屈服して、「汝のわざおぎの民とならん」といわれているという伝説もあるが、川口貞徳氏はこのことは、「隼人の民間伝承をとり入れ、隼人の離反を精神的な面から防ぐために作られたものであらうといわれている。」

また持統天皇記に「沙門を大隅と阿多につかわして、佛教を伝えさせた」とありて教化につとめ、また事ある毎に官位を与えるなどして懷柔につとめる一方、統治体制を強化し、武器の生産を禁止し、あるいは桑原郡に豊

前の国より移民させるなど隼人の順化を計られている。

しかし、一方では早くから上京し、朝廷に仕えていたことが記紀のところどころにみえ、警備や儀式などの奉仕をしてよく服従の実をあげていたものもあつた。

このような情勢におかれていった中で、早くから大和朝廷の文化に順化しながら隼人種族の社会に権威を張つたのが、大隅の曾の君一族であつて隼人族中の名家となり遂に畿内型の高塚古墳文化を残すこととなつた。

これは大隅の豪族であつて、隼人社会の一般は風土と気候に制約規正され、農耕生産が充分な発展をみることが出来ず、小部落からなる社会の段階を脱け出すことが不可能で、古来の埋葬法を持続してきていたといわれている。

隼人の居住地については先に述べたとおりであり、なお熊襲の居住地とほぼ同一地域で一致していること、五世紀の時代を境として熊襲が史上より消え去り、隼人がこれに代つて現われているのは熊襲が滅亡して、隼人が他地域から移動してきたものではなく、同一種族であるが、中央の大和朝廷によつて異なつた呼び方をされたためである。考古学上の資料によつても五世紀の前後にさしたる変化もみられず、また南方文化移入というような遺物もみられないとされている。

したがって中央の文化を受け入れなかつた時代と、中央と交渉を生じよく服従順化し、深い関係にあつた時代があつて中央の呼び方が違つたからだと考えてよからう。

（河口貞則氏研究報告誌より）



古代地名図

第四節 国造・県主と大隅国の中

大隅国くにのみやこについて「先代旧記本記中の国造本紀」に、

大隅国造

繩向日代朝御治。治平隼人同祖初小。仁德帝代者伏布為ニ日佐。賜ニ国造とある。

「治平」とは「隼人と同祖初小を治平す」の意で、初小はソオと訓ずべきで贈勲を指し、景行天皇（一二代）の御代熊襲を治平したことをいうと多くの学者は解しているが、妥当性があるかどうかは問題である。

次に前掲の文にある「日佐」というのは長という語の同訓であるから、仮借したもので隼人の長を国造に補したと解する人と、日佐は通訳で始め隼人族のうち京畿地方の言語に通ずるものを通訳とし、後にこれを国造にしたと解する人がある。大隅の国の国造は景行天皇のころでは初小（ソオ）で、仁德天皇のころは、日佐（ヒサ）が国造に任せられていたのである。

なお、大隅の国には、国造及びそのほかの豪族には次のような者があつたといわれている。

大隅直あたえ

薩隅諸豪族が君（公）姓なるに対し、直姓

を称していたことは、中央と密接な関係があつたことをあらわし、大隅国の大造の家

であり、大隅郡に住んでいた。

大隅郡岐郷の豪族。
岐のあたえ
加志君
さすきのきみ
佐須岐君
さすきのきみ
曾君
そみ

始羅郡の豪族。

始羅郡の豪族。

北部大隅第一の名族・曾県主であつた名

族で、一族は薩摩にも行き渡つていた。

加士岐県主 加治木（桑原郡の豪族）

大隅平原には大隅国造大隅直の一族があつて、この地方を支配し、北隅・轟原郡地方には曾君の曾県が、始羅郡・桑原郡地方には加士岐県があつて、おののの県主がこれを支配していた。

第五節 古墳について

古墳とは、地上または丘陵の一部を利用し、土を盛り人口的に築きあげたもの（高塚式）・丘陵のがけに横に穴をうがつたもの（横穴式古墳）・地下にたて穴を掘り、さらに横に玄室を作り葬ったもの（地下式土壙）・また地下にたて穴を掘り土葬とし、周囲を板石で囲んだに過ぎないもの（地下式板石積石室）などがある。

その型状によつて円墳・方墳・上円下方墳・前方後円

墳・前方後方墳などに区別されている。

縄文時代には、屈葬と称する葬法がおこなわれ、弥生時代にはかめ棺や箱式石棺などを使用する伸展葬がおこなわれてきたが、弥生時代に統きほば三世紀半ごろから七世紀末ごろまで数百年間にわたつて、前に述べた様式の古墳を築造して葬つたのである。考古学ではこの時代を古墳時代と称している。

古墳時代における古墳は、大和地方を中心とした文化が発達し、大和朝廷を中心とする統一国家の成立、その発展の歴史と密接な関係があるといわれている。すなわち古墳は先づ畿内を中心へ発達し、広く全国的に波及し五世紀ごろがその最盛期にあたり、その後規模も縮少され七世紀末ごろになっておとろえはじめたのである。

そして古墳時代の終末は、古墳築造に対して中央より規制されたことや、一般的には仏教の伝導教化の浸透によつて薄葬思想が広まり、次第に衰えるに至つたといわれているが、各地方における古墳の分布状況をみると、大きな古墳が群在するところがあり、そこには有力な地方権力者が住み、地方における政治文化の中心地であつたろうと考えられ、またこのことは、大和朝廷の国家統一の政治力が次第に中心から遠隔の地方へと浸透した実態を物語つてゐるともいえるだろう。

次に本県内の古墳所在の分布の状況の詳細は次のようになっている。

南薩地区（加世田市¹）・川薩地区（川内市⁵、薩摩町²計七）・出水地区（阿久根市¹、出水市²、高尾野町¹、東町³、長島町⁸計¹²）・大口市及び伊佐地区（大口市⁷、菱刈町³計¹⁰）・姶良地区（吉松町⁴、栗野町¹、横川町²、牧園町¹、隼人町¹計⁹）・肝付地区（輝北町¹、松山町¹、志布志町⁴計⁵）・肝付地区（鹿屋市¹、串良町⁴³、東串良町¹³⁹、高山町¹¹⁹、吾平町¹⁹計³）、総計三六九箇所の多数の古墳群が存在している。（鹿県教委発行の本県遺跡地図による）。

本町の古墳については、昭和十五、六年ごろ行なわれた遺跡調査で、竹子据石ヶ丘が古墳ではあるまいかと研究され、当時県内はもと論中央からも権威ある先生方が来町研究が進められたが、古墳として決定づけられるには至らなかつた。その後今日に至るまで詳細な研究調査も行なわれず、なお県遺跡地名表（昭和三十九年三月）最近の「県教委発行本県遺跡地図」のいづれにも古墳として認められていない。

次に九州縦貫高速道路が、本町の北東南部をほぼ一直線に従貫するという計画に基づき、県教委文化室の遺物表面分布調査が実施され、その結果越中野に一ヶ所「古

墳殿様」があり古墳ではあるまいといわれているが、今とのところそのきめ手になるものはない。なお地域の伝説やその実際から古墳ではなかろうかと推定できる個所があると思つてはいるが、ここでは差し控え、捉石ヶ丘について再度ふれてみたい。

古老竹内松雄氏（昭和十六年ごろ）調査のとき、縄文土器破片の出土した場所はここだという現地調査、また

この時の調査研究の中心的存在の飯野武夫氏（旧溝辺

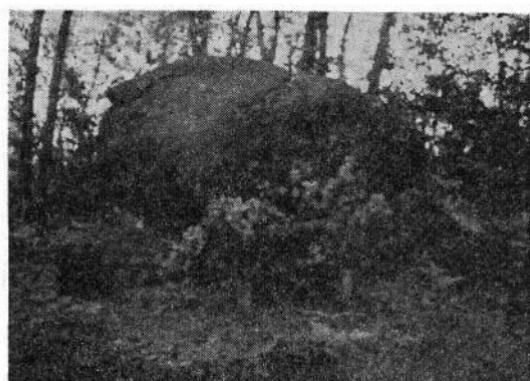
青年学校長）の話も聴いた結果、筆者は総合的に次のように推定しておきたい。

頂上にある

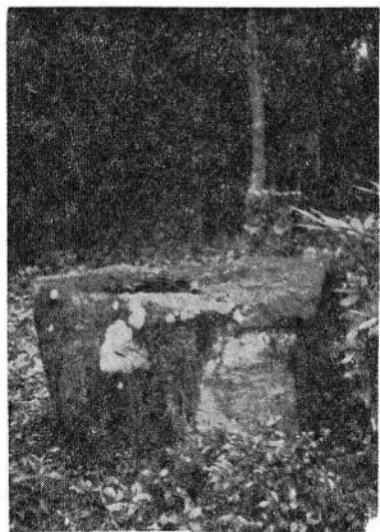
大きな自然石

（周囲約七メートル×高さ

一・八メートル

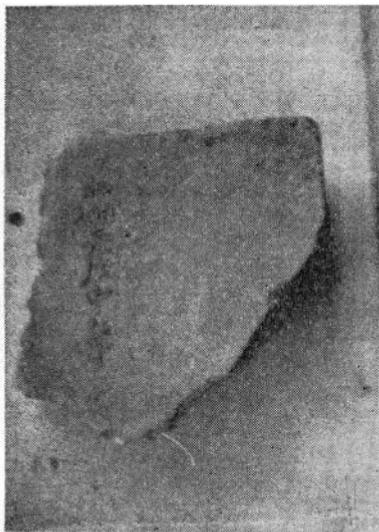


石の丘 大 石 据



据石丘の手洗鉢

ル」と中腹にある御手洗鉢（巾一・五メートル×高さ〇・八メートル）の配置などからして、縄文以降の古代人が、この自然石を神として「願いごと」をなし、祭りが行なわれてきた清淨の地ではなかろうかと。



上人丘に出土の石祠



上人丘の仏像

第六節 上人丘の石祠と仏像

昭和十一年発刊の郷土史の中に上人丘について次のような記述がなされている。

上人岡

「大字有川丹生附にあり、今は有川大字有地と民有地になつてゐるが、岡の頂上に立てば有川、竹子を一眸のもとに見下して眺望良し、伝説によれば昔上人ありて、入滅の地を探して諸国を遍歴し丹生附の地に至るに、此の地四方岡に取り囲まれ所謂四方墨の地なればよろしく我入滅の地とせんと、肩にせる荷を下したるにより丹生附の地名おくる」とし、今頂上の遺物について見れば、一枚焼の瓦の屋根にておぼはれたる同製の御堂の中に仏像を彫刻し、其の正面には寛政八年月日進如上人とあり向つて左側面には

左側面

善右衛門
仙左衛門
五兵衛門

と記されている。今は既に破壊せるも同瓦焼造りの墓石もあたりに転々として、和銅元戌申の年六月十八日享和元年九月日の墓碑名あるも果して和銅年間の名僧の墳墓なるか否かは不明である。

次に現在溝辺中央公民館に保管されている石片（上人丘にあつたもの）を河野治雄氏（指宿高校教諭）が調査研究され、その結果を「鹿県で最も古い年号」興味深い仏教との関連と題し、昭和四十七年五月一日の南日本新聞に掲載公表された。その全文は次のようである。

石製品に文字資料のあるものを「石文」とよんでい。る。人びとが石を利用してその記録を後世に残そうとすることは、遠い昔から數かぎりなくおこなわれてきている。たとえば墓誌名や古碑銘はその代表的なものである。右のもの以外にその種類をあげると層塔、宝塔、宝篋印（ぼうきょういん）塔、五輪塔、板碑などの塔婆類や狛（こま）犬などである。

左側面

明和元年甲申 丹生門
弥兵衛
印覺右衛門
藏八
嘉左衛門
八月吉日
丹生男女中
丹生
星空空藏講物

これらの中にはたいていどこかに文字が彫りこまれて、それぞれの人たちの願いがあらわされているものであるが、ときには墨書きでもつてしるされているものもある。ここに示したものは県内でも最も古い年号をもつた石片であるが、石祠（せきし）の破片ではないかと推定している。その破片には「和銅元年戊申年六月十八日」と見られる文字があり、その中央部にはやや明確ではないが「国僧都伽藍園」と推定できる文字も認められるので仏教に關係のあるものではないかと推測している。現在は溝辺町公民館に保管されているが、もとは同町の丹生附（につけ）の上人丘（しおうにんがおか）にあつたものという。その由来をたずねてみても今は伝えるよしもなく教えてくれる人もない。

この石片についてはすでに戦前飯野武夫氏が発見注目され、数年ほど前、今は故人となられた寺師三千夫氏によつても、その調査がなされたよしであるが、詳細はわかつてない。ただわかっていることは、この破片とその他明和元年や寛政八年などの石片などをよせ集めた石祠であったということだけである。

いつたい和銅元年などという元明朝の古い年号を刻したもののは何であつたのか。「上人丘」という地名や「僧都伽藍」などという名が見えることなどから付近に古い

寺院があつたか、または名のある高僧の事蹟（じせき）でもあつたのか、まことに興味のあるところである。

薩隅の地における仏教の事跡については、日本書紀持統天皇六年潤五月筑紫太宰府河内五らに命じて沙門を大隅と阿多に派遣し、仏法を伝えたという記事がその初めである。和銅元年はそれから十六年後のことであるが、末だ大隅の国は日向の国から独立していなかつたころである。しかし持統朝、文武朝には隼人、大隅などの記事も見え、また和銅二年の記事に「国師僧」などという名が見えることなどから、かなり高僧たちが存在していたことは疑う余地がない。

あるいは隼人町浜之市伽藍神社の跡に立てられていた石碑に「和銅元年正八幡宮放生大会」の行われたことなどがしるされているので、溝辺の石祠の破片もこうしたことに関係した高僧のためのものではなかつたろうか。いづれにしてもこの「和銅元年」と銘された石片は重要な史実を秘めているように感じられてならない。」

以前に刊行された郷土史の中では、上人丘を高僧遍歴後、入滅の地と定めたという伝説や丹生附地名の由来などが述べられ、更に上人丘より出現した石祠のことについて河野治雄氏がくわしく述べられている。

ところで、その上人丘には前に示したような彫刻仏像

が建立されている。その建立されている仏像は二段階に完成したものであることがその構造のあり方からみて明らかである。

すなわち第一段階の時に、土台石と仏像石とを明和九年（一七六四）に、第二段階の時に両側面の前半と仏像の前面を覆う前石に、更に綿密な彫刻を裏側まで施した屋根石等四個からなる石を追加して、寛政八年（一七九六）に現存する全体の完成をみたものであり、これを建立した人びとは、丹生附並びに木場の人たちであったことも明らかにされている。

仏像は「二手を胸にあて、十指を合せた金剛合掌」の合掌印で、「遍照金剛」とは真言宗弘法大師の密号にして南無太師遍照金剛ともいえると、石仏入門にあるので真言宗であると推定される。この時代の宗教の実態を示すものかどうかは疑問であると思うけれども、しかし伝説の如く丹生附、木場に定住していた有志によって高僧入滅の地として、供養の意味で建てられたものに違ひあるまい。

なおこの仏像の付近から出現した石祠の石片について飯野武夫氏の語るところによれば、昭和十六年ごろ当時の帝国博物館長の話として、石祠の文字の彫刻は石のみによつて彫刻されたものであることは明らかで、これと

関連するものが判明すればまさに国宝級に値するものであろうとのこと。

思うに、高僧が上人丘に入滅したとするならば、歴史にいわれている高僧の「即身仏」ではなかろうかと、そして国衛か、あるいは中央から後日供養がなされ、何か標識が示されていたもの的一部が出現した石祠の石片であり、丹生附や木場を中心にして、本町全域にはこの事が各時代連れんとして語り続けられ、一つの伝説が形成されることとなり、この伝説を中心にして今より二〇九年前に仏像が建立され、更に一七七年前追加事業が行なわれて完成し、今日に至っているのではないかと思われる。

仏像や石祠、またそれを取り巻く自然の草木も、何回訪れて見ても口を堅くとざして何も教えてくれず、眞実は永遠に松籜の中に眠るであろう。

参考文献

- 1 加治木町、吉松町、隼人町、溝辺村各郷土史
- 2 石仏入門（日下部朝一郎著）
- 3 鹿児島考古第6号研究史（河口貞則氏）
- 4 上人丘石祠の研究（河野指宿高校教諭）
- 5 日本史（竹内理三著）

第三章 中世

第一節 島津氏の入国

鎌倉幕府の創立によつて、薩・隅においては、この時をもつて二つの大きな変化を被ることになった。

その一つは、元来この地方が平家縁故の地であつた関係上平氏没落の影響が極めて大きかつたことと、その二是島津氏の守護及び地頭職の補任である。そしてこの二のことは前後相関連して密接な関係を有し、ことに後者は以後七〇〇年に亘る施政の発端として、後世に重大な関係が生じたのである。

平氏は以前薩・隅とくに薩南地方に大きな勢力を扶植していたのであるが、没落後これら豪族の所領は没官領として、幕府御家人千葉介常胤、鮫島宗家、津島忠久、渋谷氏、二階堂氏、寂忍などに与えられた。

文治五年（一一八九）七月頼朝が泰衡追討のため忠久をして、庄々官の中、武勇の輩を関東に参着せしめたるに、庄内に、地頭忠久の下知に従わぬ者が多かつた。

これは建久二年十二月十一日の頼朝の教書にうかがわれるところである。これに対して幕府は、一方において忠久に従う者を優遇し、その所領を安堵すると同時に所知を増すようにした。また幕府は忠久に対して、建久三年十月、平家謀反人阿多四郎宣澄の没官領谷山郡、伊作郡、日置郡南郷、同北郷、新御領名田等の地頭職を知行せしめ、また建久八年（一一九七）十二月には、忠久をしての地位は未だ安定したものではなかつたので、同大隅、薩摩の両国御家人の総奉行人として、次の三カ条

年四月三日には、頼朝は領家近衛基通の死去によつて、忠久の地頭職に動搖がないことを庄民に戒める所があつた。

次に文治二年八月島津庄寄郡の内五箇郡郡司職は、千葉介常胤に与えられ、常胤はいうまでもなく頼朝恩顧の大族で平氏討伐の功勞に対する報酬とされたものである。しかるにその代官紀太清遠という者、非違ろう籍の行為があり、国司、本家の下知に背いたので、同年八月三日頼朝は郡司職のみを守つて越権の沙汰なきことを命じている。忠久の島津庄地頭は旧族の勢力が強いことから極めて不安であった。

について沙汰せしめた。

一 内裏大番役勤任せしむべきこと。

二 人の売買を禁止せしむべきこと。

三 殺害以下ろう籍を禁止せしむべきこと。

と守護としての職務を厳命している。また建久九年二月、駿肥南郷郡司名田、鹿屋院弁済使名田、真幸院郡司名田、満家院郡司名田、南郷弁済使名田、宮里郡司名田、寂忍及び惟隆知行分も忠久に知行せしめている。

忠久が初め本田氏を薩摩に下し、自ら山門院に下着したのは、文治二年といい、あるいは建久七年であると伝えていた。島津正統系図忠久譜、島津国史はいづれも文治二年八月二日を下着の日となし、山田聖栄自記は建久四年八月二日、鎌倉出發建久七年八月二十三日山門院に入るとしていて、説がわかれている。

忠久、忠時、久経の三代は多く鎌倉に在勤していたが建治元年（一二七五）異国警固の役につくに及んで、薩摩の御家人を統率して任国の經營に当たることになったなお、大隅の国では寛喜元年（一二二九）十一月十一日より、守護には名越北条朝時になり、建長二年（一二五〇）名越北条時章にかわり、さらに弘安六年（一二八三）千葉宗胤、永仁三年（一二九五）北条時直、元弘三

年（一三三三）桜田師頼となり、建武元年（一三三四）島津貞久が守護に補せられている。

第二節 建久図田帳

建久八年（一一九七）六月、大隅・薩摩・日向の図田帳が調進されているが、そのなかに記された溝辺の分については次のとおりになっている。

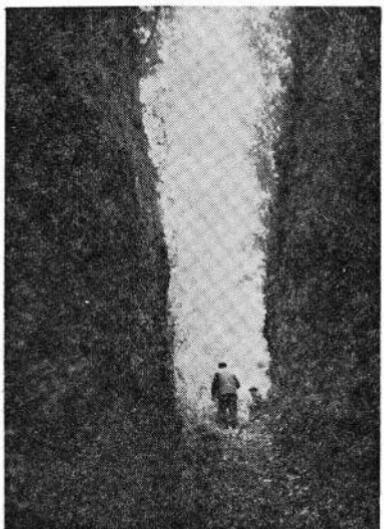


溝辺の遠景

町酒井末能所
知」とあり、
溝辺の土地は
荒廃地と山林
が多く、田地
の数量はきわ
めて少量でよ
く知られてい
なかつたこと
を物語るもの
であろう。
県図書館（建
久図田帳）

えられている。

溝辺城の城跡を調査してみると、今もこのあたりは城山といわれ、大字麓有林をもつて一面おおわれている。三方は深い自然の谷であり、西北方のみが丘に続くが、西北方には、人力によって切通しのほりがわりとされた跡や、井戸の跡といわれる遺跡も見受けられ、確かに城跡だと思われる。



溝辺城の城堀

第三節 溝辺城と溝辺孫太郎

薩・隅・日の地理纂考に「溝辺城ハ溝辺村（今ノ麓）ニアリ元弘ノ頃、溝辺孫太郎居城ナリ。事跡詳ナラス」

とあり、溝辺城のことに関する詳しい筆者は、物足りなさを感じるところである。

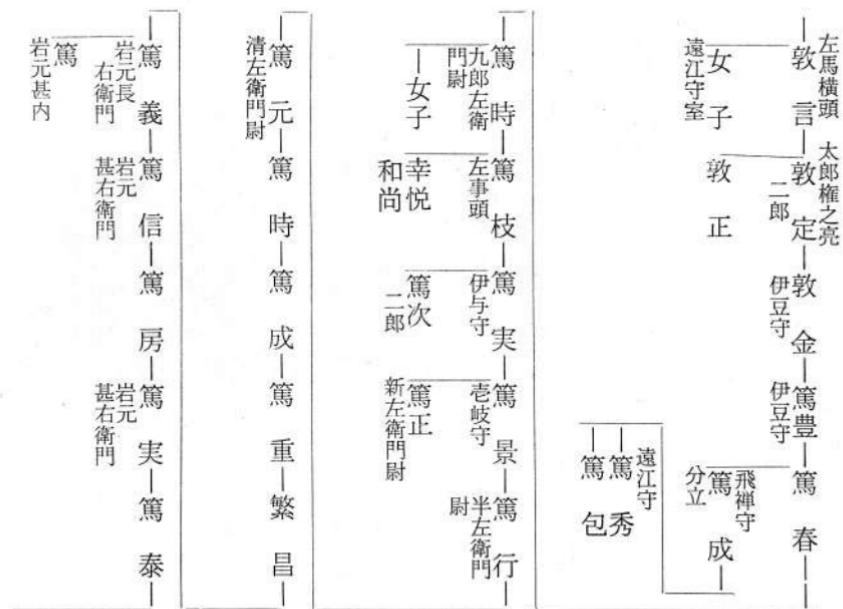
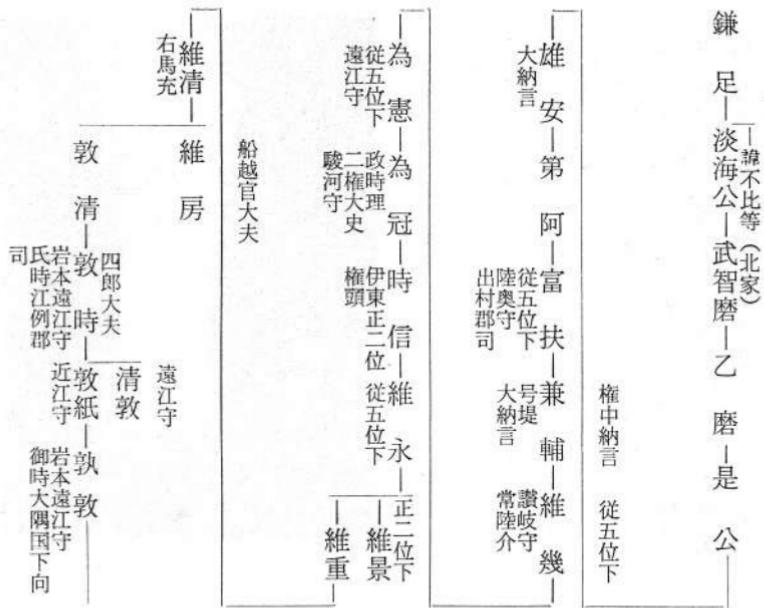
しかし溝辺では、鎌倉時代の末期御醍醐天皇（九六代）元弘二年（一三三二）ごろ溝辺城は、溝辺孫太郎という豪族の居城（山城）として築かれ、臣家は城を中心になし、馬場をなし、なお玉利、石峯、北原、房山、橋之口、水尻等にやや分散の形態をとり、更に地勢上遠距離の地、

岩元家の系図

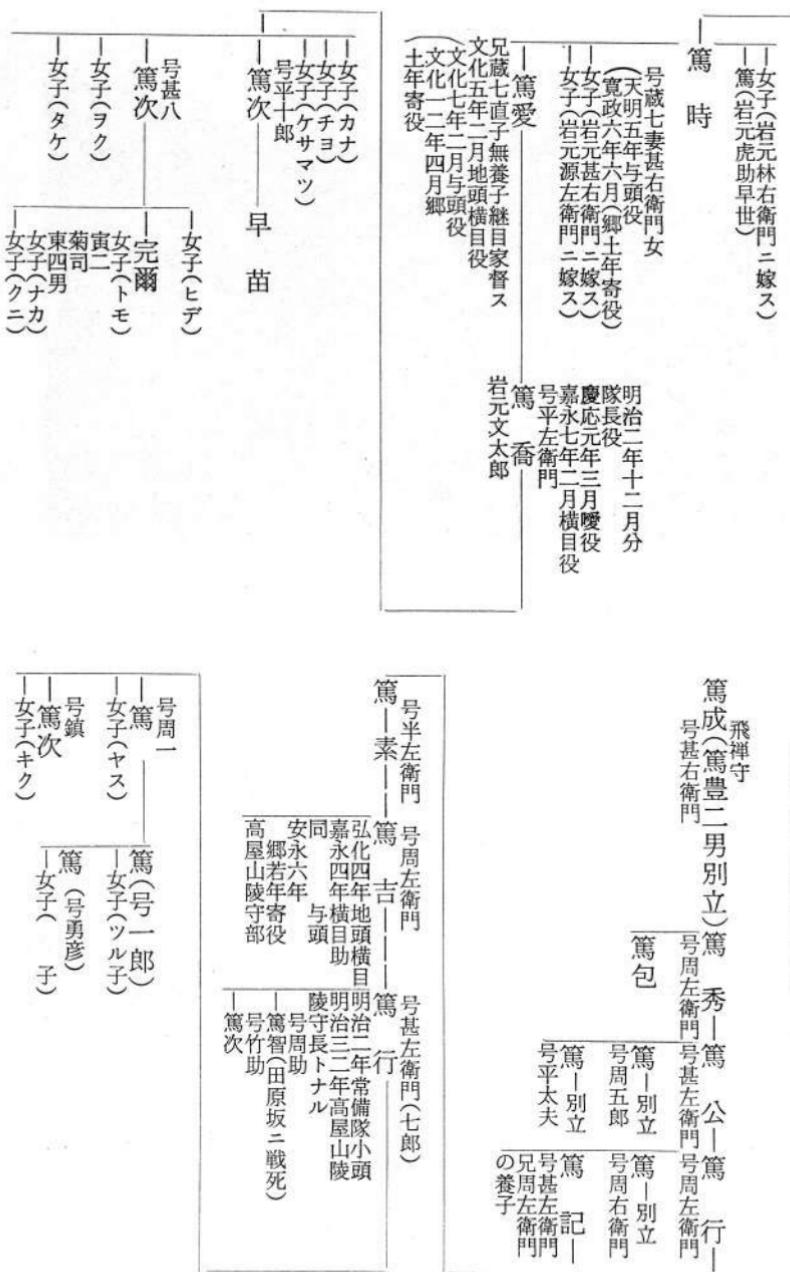
麓水尻の岩元家は溝辺では最も古い家柄といわれ、その先祖は溝辺城の起源と相前後して、中央から下向したものと思われる所以ここに掲載する。

崎森、有川、竹子にも分散配置されていたのであると伝

○岩元平左衛門系図



○岩元伴左衛門系図



第四節 溝辺郷内の諸城跡

一 玉利城跡

玉利城は、溝辺城の築城後その支城としてできたものであろうが、一見して城跡とみるよりも墨とみる方がよいのではないかと思われる。詳細不明

二 高松城跡

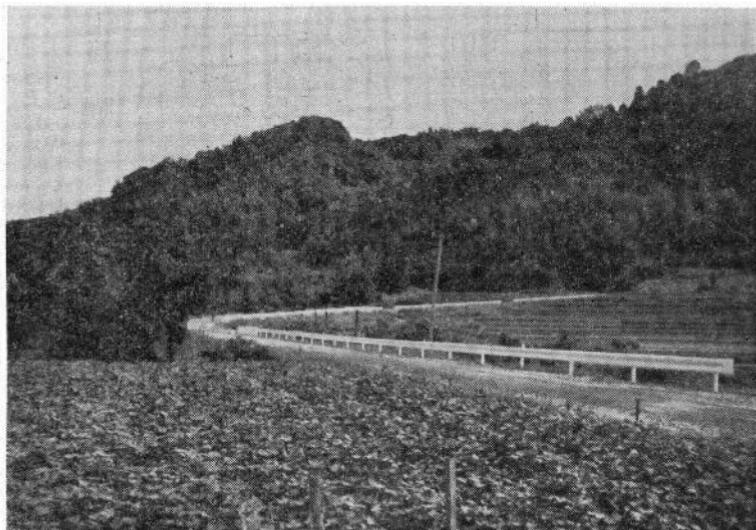
有川竹山部落の東方にあり有川原の尽きる所、竹山辺川を眼下に見下し三方深谷に面し、後方のみ丘陵に続く自然の地形を利用し要害堅固ならしめ、使用されたものであろう。この築城やその他委細不明なるも、慶長年間において、北原民部という者の居城だったといわれている（第三章第七節参照）

三 武元城跡

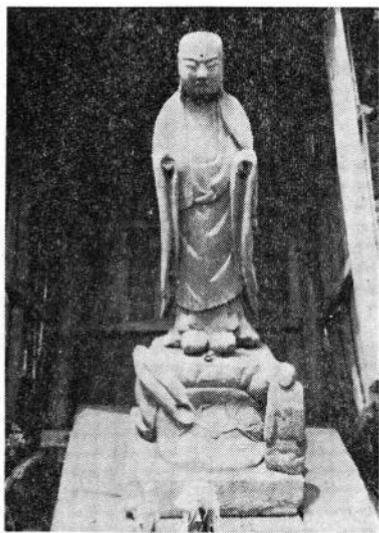
竹子宮川内部落上の内山仁八氏の屋敷の上位の場所に居城が造られていたものではなかろうか。現在内山氏の付近の字名は内屋敷となっている。

伝説によれば往古・武元弾正忠伊賀守の居城であつたと伝えられ、なお武元氏は多数の家臣をもち、威勢をはり警備にあたらせていたという。

居城の北方の平地（現在民有畠地）の中に、東の森と西の森といわれ、古木が高くそびえて小さな森とし



高松城遠景



地藏院寺跡の仏像



東の森（手前）、西の森

て約八〇米位離れている。この付近を使用し弓術、馬術等武芸練磨の道場たらしめていたと推定されている。

また東方にまんぢゅう形の山があり（荒武氏後方の山）、この山のある字の名を王塚と呼び、この山は古来より王塚と称せられ今日に至っている。この山の頂上は、当時の豪族が葬むられている墓であることからして、王塚と呼ばれるようになったのだといわれ、頂上付近より供養のために建立された供養塔の部分の片りんを残すものがあり（復元は不可能なるも）、昔から語り伝えられていることが事実ではないかと考えられる。

次に仁八氏の屋敷の前に、約二畝位の屋敷の跡があり（地主は仁八氏）、木彫刻体の仏像大小二尊が現存し貧弱なホコラに納められている。

古文書（加治木古今雜撰）によれば「延宝二年（一六七四）寅十月十九日竹子村地藏院之寺地之願鳴海十兵衛より○候處加治木より御免御被付候」とあることから、地藏院のお寺跡なることが確実に認められるけれども設立の時代は明かでない。

四 久保田城跡

竹子宮原永田操宅地と野村秀男宅地の間は久保田城

の城跡と伝えられる。詳細不明

五 高松山城跡

三縄桑迫の標高二六〇米の山あいに、山城の跡だと称せられている所がある。この城は伝えによると高松城の出城の跡であるといわれているが、現在城跡の原形をとどめていない。ただ城跡へ通すると思われる堀割りがわずかに見うけられる程度である。

第五節 南北朝動乱と溝辺

鎌倉幕府が滅び、隠岐から京都に還幸された後醍醐天皇は、天皇親政の理想にもとづいて政治体制を確立され、翌一三三四年、年号を建武とあらためたのでこれを建武の親政と称している。

新政権の中央機関として記録所、雜訴決断所、武者所、恩賞方をおき、職員に公家、武士をまじえて任じた。また、地方には国毎に国司と守護を併置し、軍事上重要な位置に当たる陸奥、鎌倉には皇族を派遣し、新政権は形式の上では公家と武士とが相ならんで政治をおこなう仕組みであったが、この方針は国家本位のものであったため、公武の摩擦は避けられなかつた。恩賞は公家や社寺には厚かつたが武士たちには薄く、その上朝廷は大裏の造営拡張に着手し、諸国の地頭に費

用を負担させたので、新政府に不満をいだく武士が多くなつた。

このような情勢のなかで、一三三五年北条時行の乱を鎮定するため鎌倉に下つた足利尊氏が、武家政治の復活をめざして反旗をひるがえすと、新政権にあきたらない武士たちがこれに従つた。尊氏は新田義貞を倒すことを名目に西上し、義貞の軍を破つて京都にはいった。しかし間もなく北畠顯家らの軍に敗れ、九州に落ちたが、たちまちに九州において勢力を盛り上げることに成功し、西国の大名を組織して東上、建武三年（一三三六）摂津湊川に楠木正成らを破つて京都に攻め上り、建武の新政はわずか三年で終わることになった。

京都にはいった足利尊氏は、持明院統の光明天皇を擁立して京都に政権をたて、後醍醐天皇は吉野にのがれてこれと戦われ、朝廷は京都（北朝）と吉野（南朝）に対立し、諸国の武士は南北両朝のいずれかに属して互に争つた。この乱を南北朝の乱という。

南北両朝の分立は、もと北条氏の両統交立に原因しているが、近くは足利尊氏の野望に基づき、ついに天下をあげての大騒乱となつたのである。大隅にあつては守護職島津貞久が北朝に属し、南朝方の肥後の菊地、阿蘇、大隅の肝付党と雄を争いしばしばこれと交戦した。

この南北朝の対立ということは、鎌倉幕府の創始した守護、地頭制の存亡にかかる問題であり、そこで北朝方はもっぱら守護、地頭より成り、南朝方はおおむね国司、郡司の系統より成っていた。大隅の国は島津氏守護職五代（忠久・忠時・久經・忠宗・貞久）の經營の時代を経て、突然存立の危機に関する一大混迷の騒乱の時代を迎えたのである。

当時宮方（南朝）としては大隅に肝付兼重、日向に伊東祐広一味の絶大なる勢力があり、薩摩には伊集院忠国・谷山隆信・鮫島蓮道・渋谷経重などがあった。

ここにおいて尊氏は、日向に畠山直顯を下向させ、薩摩には島津貞久を帰国させるなど宮方の勢力に対し備えを堅くした。

かようにして薩、隅、日においても戦乱の火ぶたはきられ全国的な動乱は半世紀以上にも及んだが、元中九年（一二九二）一〇月両皇統の合体が成立し、後龜山天皇から神器を後小松天皇に伝えられて紛乱はようやく終りを告げるに至った。

この戦乱に溝辺弥太郎一族は終始畠山直顯に従つていたことが県史によつてうかがわれる。

二 地理纂考に「旧記日延文三年（一三五八）二月畠山国明（一説直顯）加治木郷土器園ニ陣營ヲ構ヘ其執事

野元藤次秀安帖佐萩原城ニ在リテ互ニ相援シ国明進テ島津氏久ノ執事本田信濃守カ溝辺城ヲ囲ム氏久モ又萩原城ヲ囲ミテ両城互ニ危シ時ニ国分郷八幡ノ大宮司和ヲ畠山ニ求ム是ニ於テ双方約シテ囲ヲ解ク」とある。島津家の武将と称せられていた本田重親が、溝辺孫太郎の後を襲い、島津家北隅の一角溝辺城の守りを固めていたことがうかがわれる。

それより一八年後、永和二年（一三七六）に至つて重親は、島津氏久に従ひ日向の国都城に遠征し、島津家一族北郷家の守る都城を包囲していた今川満範の大軍と対戦することになり、この戦いにおいて、勇戦奮闘もむなしく同年三月三日ついにこの地に戦死したといわれる。

第六節 肝付兼固時代

一 肝付兼城主の出現

地理纂考に「其後肝付越前守兼固代リテ城主タリ兼固ハ肝付元祖伴兼行ヨリ一二世の高山城主肝付河内忠三男兼元子也嫡庶不和ニシテ文明一三年（一四八一）高山ヲ去リ日向大崎城ニ徒リテ守護方ニ属ス兼光卒シテ同国志布志城主新納近江忠勝大崎ヲ併セ領ス同一八年（一四八六）島津忠昌（島津家第一代）兼固ニ

溝辺ヲ与へ当城ニ移リテ子孫世襲ス」とある。

次に肝付越前守兼固が四五〇〇石を領する溝辺城主となり、溝辺城への移転について喜入町の沿革史によると、大崎より隅州溝辺に移るときお供し来る者に一家九家あり、その一九家は兼漁が加治木に進出するときにも移り、また肝付家が加治木より喜入に移るときもやはり移住していったとあり、その一九家は次のようになっている。

一 執事・相津山信濃守・前田隱岐守	士 有川	二 家
一 藏役人限元	代官納所 園田・丸岡	一 家
一 庵丁仁	竹内・二見・安楽	二 家
○衆	塚田	三 家
筆者	八木	一 家
一 鍛治	榎屋・中間(勝目・加塙・森山)	一 家
一 大工	勝田・志々目・玉置・峰崎薬丸・成尾・塚崎	七 家
一 以上計		一 九家
一 その後慕いて参上せし者、中村、安楽、富長・寺井・松崎・岡本の		六氏

二 肝付兼漁加治木に進出

島津忠昌は、家臣伊知地周防守重貞を加治木の地頭に任じたが、その後重貞は、御柏原天皇大永七年五月(一五二七)帖佐地頭島津昌久とともに、島津氏に背いたので、第十四代太守島津勝久は島津忠良(日

一 溝辺住人より 石尾・前原・中原・中島・倉本坂本 六氏
一 竹子衆 岩田・河崎・尾崎 三氏
一 嘉例川衆 川添・徳永・竹下 三氏
一 以上計 十八氏
(喜入町沿革史より)

かようにして溝辺に移転した領主兼固は、まづお供した家臣十九家の居住地を麓の城付近肝要の地に配置、溝辺築城以来の在住の士を混じて、新しく編成替えをおこない守りを固めたことであろう。

なお肝付家の先祖は南北朝時代には、南朝に属し、代々勤王の志厚く兼固をさかのぼる六世の祖兼重は知勇兼備の将にして、鎌倉にある時皇室危く、建武二年(一三三五)御醍醐天皇の頼命を奉じて義兵をあげ、威名をとどろかせ向う所に敵なくしんきんを安んじ奉り、延元二年(一三三七)正月錦の御旗を賜わったとみえている。

新公)をしてこれを討たしめた。重貞は、本城から今的小陣部落まで出かけて布陣したがついに敗れて、その子新左衛門尉重兼とともに同年六月五日城内に自刃し、ここに伊知地氏は明応五年から大永七年まで、治世三十一年にして滅んだのである。

当時、島津氏は薩摩地方が忙しく加治木方面は手薄になっていた。そこで伊知地氏の反乱に乘じ、そのすきをねらって溝辺の城主越前守兼固の子兼演入道以安が加治木を襲い、天文三年加治木に移った。(一説には大永七年の伊知地氏滅亡後、勝久が加治木を兼演に与えたともいう)。加治木郷土誌

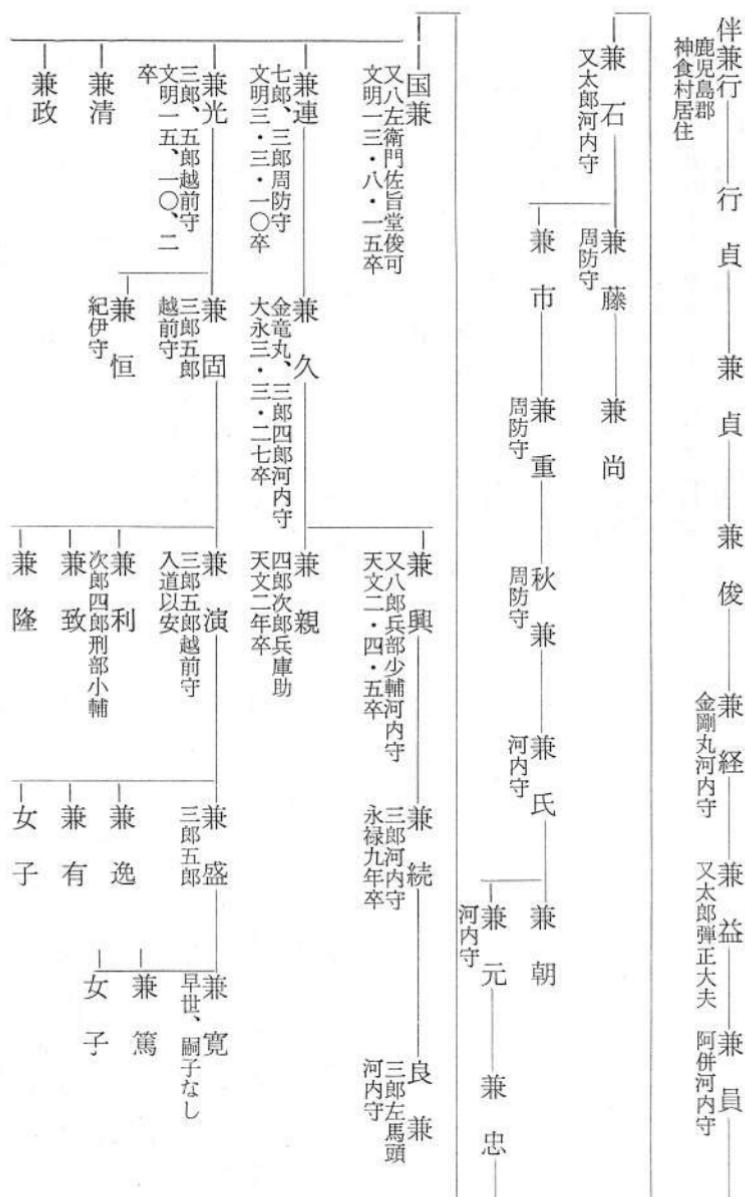
勇敢武にたけ機知に富む兼演は、ついに父兼固が

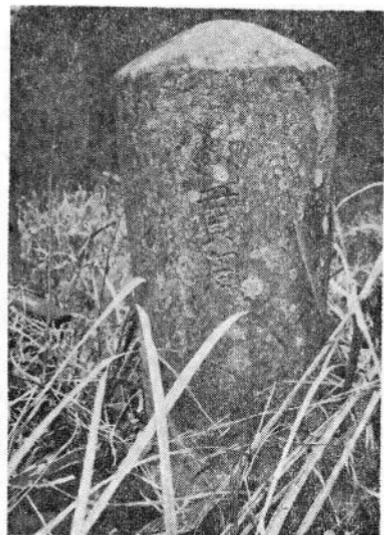
溝辺郷の領主として登場以来五十三年間にして、父子ともに力を合わせ溝辺郷の治世に励み、兼ねて力を蓄え、兼演の働きによって大永六年には辺川を与えられ併領主となり、天文三年には島津太守勝久に新しく加治木を与えられ、溝辺、辺川、加治木を併領する領主となり、加治木城への進出に成功したといえるのである。この進出のとき大嶺より移ってきた家臣たち一九家と、その他一八家の者たちを従えて加治木へ移動したものと考えられる。

その後、肝付家は兼演一二代彈正忠兼盛一三代彈正

忠兼寛一四代三郎五郎兼三まで四代の間、天文三年(一五三四)より併領主とし、加治木城にあって文禄四年(一五九五)まで六十一年間、溝辺、辺川、加治木の地域を治めてきたのであるが、鹿児島島津藩も豊臣秀吉の西征を迎えて、これに降伏のやむなきにたち至り、その結果加治木、溝辺、日当山は豊臣秀吉の直轄地となり、石田治部小輔三成がその代官となつたので、文禄四年十二月二十六日島津藩の所領替えにより肝付氏は薩摩国喜入、宮村、清水村の領主となつて喜入に移ることになり、このとき溝辺よりお供した家臣旧家と、さらに加治木の家臣達多数を従えて移転したといふことである。

○肝付氏系図





心慶寺僧塔



三
瑞泉山心慶寺

瑞泉山心慶寺は、越前守肝付兼固が溝辺の領主となり溝辺城へ移転後、兼固の時代に肝付家の菩提寺として建立されたものであり、それは本府曹洞宗福昌寺の末寺にして、本尊地蔵菩薩、開山心慶良信和尚（福昌寺五世）である。

兼固の父肝付越前守兼光の「法名」心慶をとつて名づけたものであろう。

心慶寺の場所は旧溝辺城の南面に位置し、現在は田地に化し階段状の田地を登りつめた左側の一角に、三基の住僧の墓碑やその他の者の墓碑に、お寺の門前周



心慶寺僧塔

辺にあつたであろう常夜燈の石燈があるなど、昔の名残りを留め、廢墟の後のむなしさと物寂しさを物語つてゐる。

なお心慶寺の分寺として、竹子宮脇の齊藤実夫氏宅の宅地内に建立されたと伝えられるが、僧塔や仁王像などが残つてゐる。

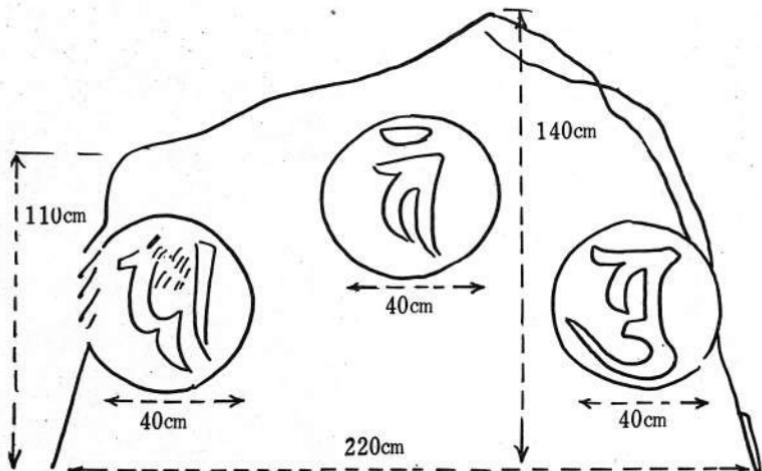
すなわち心慶寺四世の僧塔と思われる信院月照贈の



慶分寺の僧塔及び仁王像

(齊藤実夫宅地内)

基など
仁王像一
基、別に
いもの二
文字の判
読出来な
基の外、
銘ある三
和七庚寅
泰鯨(明
正月)の
寺一二世
清眼淨和
尚、また
外、心慶



磨崖種子 (三尊) 見取図

残存している。

この分寺がいつごろ出来たかは不明であるが、加治木町図書館保存の古文書の中に、延宝二年十月十九日「此節心慶寺隠居之願御申置候處是も御免被仰附候」とあることから、延宝二年（一六七四）今より二九八年以前にできているということは、はつきりいえるようである。

また、竹子心慶寺の最後の住職は斎藤六郎氏で、日置郡阿多町出身漢学に秀でた才能の持主であった。明治二年神仏分离、明治九年勅許によって信教の自由が許された時、竹子稻荷神社の社掌となり、また一時笠峯学校（玉利小の前身）に教鞭をとつたこともある。嗣甚吾、孫実夫氏は相続いで神職として神事に仕えた。

四 磨崖種子（三尊）

心慶寺の境内になつていただろうと思われる現在田地のあぜの前面に大きな石がある。これが珍らしい磨崖種子（三尊）といわれるものである。

1 所在地、溝辺町施鍋（旧溝辺城の南）旧寺跡（心慶寺）の水田の中。

2 現況、現地は（五万分の一の地図上で）鍋と論地の間の西側谷間にあり、現地には水田のわきに、仁

王像の頭部（「あと」「うん」）二個と台地に僧塔及び墓塔碑が数基立つてることによって、寺跡と判断できる程度である。その後方に旧溝辺城跡が高くそびえている。小川の測溝設置作業のとき、かなりの石塔類が破損されたという。

寺跡と考えられる谷間の台地はわずかな広さしかなく、それもやや階段状になつておらず、きつ立したシラスの台地である。その寺跡の南の方百メートル程の所の水田の上どてにはさまたた自然石に、三つの月輪を彫り、その中にそれぞれ浅い幅広い陰刻の三尊種子を前の見取図に示したように彫刻したものである。

なお年紀、碑文等いづれも不明である。その前方には首のない石仏像が一つあつたのみである。寺跡の石塔類、僧塔には徳峯、豊山、貫周の僧名が見える。墓塔としては板碑型（頂部三角二条線をもつ）のもの一基、それに文地蔵を上部に付した常夜燈があつた（明和四年丁亥二月吉祥日とある。）

五 祥峯山梅谷寺

祥峯山梅谷寺大乘院というお寺が溝辺城の西麓に建

立され、これは本府真言宗大乘院の末にして、蘭郷こうごうの祈願所であり、この寺もまた、肝付氏が建立したものであるといわれているが、詳細不明である。

後に至つて廢に及びしを、元禄九年（一六九六）住

僧嚴長法印が有川村の久保田隆志氏の屋敷の下にある畑に、移転し中興を期した。なおその場所や建物のことも不明であるが、畑の一角に移転中興を図った僧嚴長法印の墓塔と思われるものが一基、他に普通墓碑一基計二墓が現存しているので、その付近に建てられていたと推定することができる。

以上一と五項に亘つて述べてきたが、兼固が溝辺へ移り、その子兼演が加治木城へ進出する以前までの時代において、溝辺城付近を中心にして、その子兼演が作られ、活発な動きを呈し、溝辺の全盛が極められた時代であったことがうかがわれる。

第七節 戰国安土桃山時代の

溝辺周辺の状況

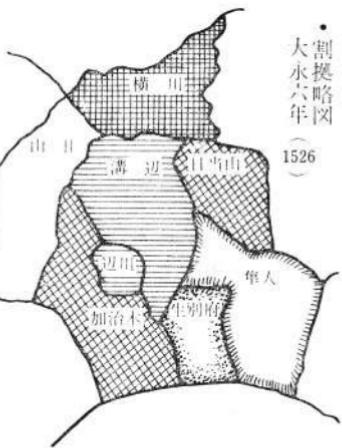
戰国安土桃山時代における溝辺周辺の状況を、薩藩沿革地図によつて、周辺をめぐる勢力の興亡、侵攻の状態を知るために略図を書き、また図表を作製してみた。〔

同表の地名は新しく改称した地名や小地区名を示すものであり）、地図と図表を併せて読むと、溝辺をかこむ大隅の新地図への推移と、島津氏の当時代における勢力の浸透状況が理解できる。

8	7	6	5	4	3	2	1	号番	年代
								支配地	領主名
山	横	隼	生	別	川	肝	加	木	大永六年
田	川	隼	別	府	川	付	地	伊地知重貞	天文四年
祁	祁	人	当	日	肝	兼	治	肝付	天文十二年
答	答	本	山	生	辺	演	木	肝付	天文十九年
院	院	本	伊	別	川	"	伊	肝付	
良	良	本	地	当	辺	"	地	肝付	
重	重	本	知	山	川	"	知	肝付	
		北	重	本	伊	"	重	肝付	
		原	良	本	地	"	良	肝付	
		兼	重	本	伊	"	良	肝付	
		守	祁	本	地	"	祁	肝付	
		北	答	本	伊	"	祁	肝付	
		原	院	本	伊	"	答	肝付	
		兼	良	本	伊	"	院	肝付	
		守	重	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊	"	良	肝付	
		北	祁	本	伊	"	祁	肝付	
		原	答	本	伊	"	答	肝付	
		兼	院	本	伊	"	院	肝付	
		守	良	本	伊				

大割撫略図

1526



天文十二年
(1543)

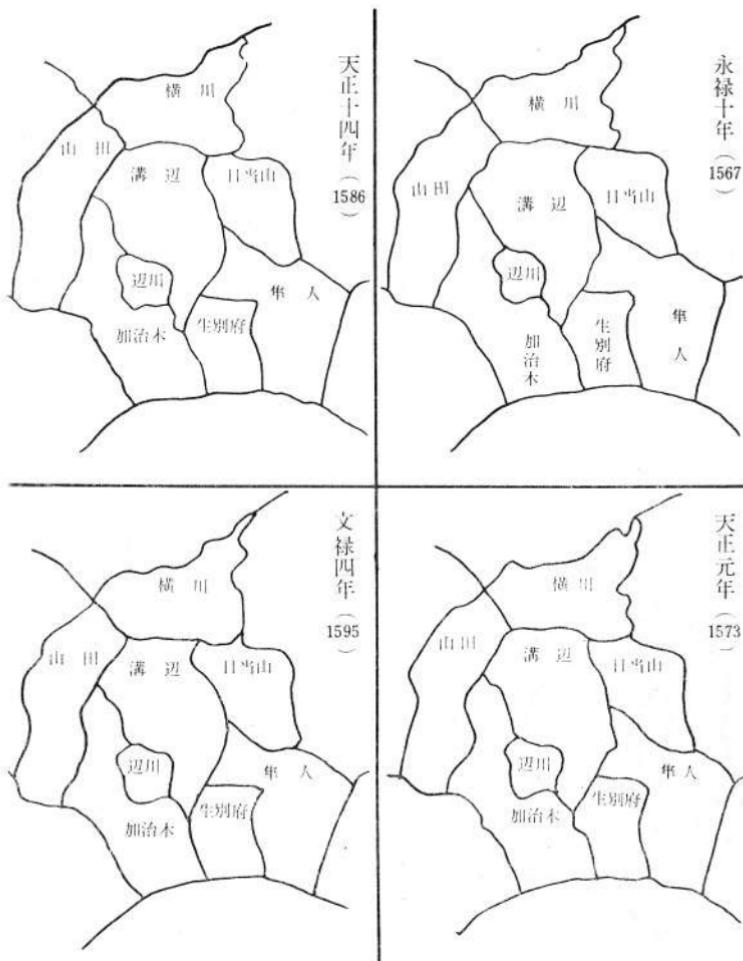


天文十九年
(1550)



天文四年
(1535)





年代	領主名	支配地	永祿十年	天正元年	天正十四年	文祿四年
			(一五六七)	(一五七三)	(一五八六)	(一五九五)
8	7	6	5	4	3	2
山	横	隼	日	生	溝	辺
田	川	人	当	別	川	加治木
蒲生	菱刈		新納	府	辺	肝付
氏	氏		武人	樺山	樺山	兼盛
蒲生	樺山			善久	"	肝付
氏	忠助				"	(松城)
島津	島津		右典厩以久		"	兼寬
義弘	義弘		右典厩以久		"	島津
島津	島津		島津		島津	義久
義弘	義弘		島津		島津	氏領
島津	島津		島津		島津	豊臣
義久	義久		豊臣氏		義久	

●上野原の戦（溝辺麿と崎森）

天文十一年（一五四二）春に、北原祐兼は軍を出して本田氏の溝辺玉利を攻め、本田薰親の援軍と上野原に戦ってこれを破り、本田刑部大輔等を斬った。

この戦の前年、天文十年十二月、島津忠広・北郷忠相・本田薰親・肝付兼演・弥寢・蒲生・伊地知・廻・上井・敷根・入来院・東郷・禴答院の十三氏連合して、忠良の部将樺山幸久をその守城生別府に攻めたの

で、貴久は鹿兒島、谷山の兵に伊集院忠朗を将として救わしめており、また、上野原の戦の後、忠良貴久は北原祐兼と結んで大隅のことを國らんとして、生別府に赴き幸久と会していることから、島津氏の大隅統一に基づく一部の戦いに相違ないと思われるが、これ以上のことわからぬ。

○高松城の戦

高松城は北原民部の居城であり、慶長年間に至つて島津義弘に攻められて敗れ、北原民部は山田村辺川にこのとき討死したと伝えられているが、詳細なことがわからぬ。



虎狩の絵（長野氏保管）

長野助七郎

県立図書館に所蔵されている安政二年（一八五五）の『虎狩の巻』は、薩摩藩士の武勇伝を如実に物語り広く藩内に流布し、当時の武勇を鼓舞するために活用されたものと思われるが、その筋書きは次のとおりである。

豊臣秀吉は朝鮮在陣中の島津義弘に対して、文禄三年（一五九四）十二月二十五日に、秀吉養生のための薬用に供するため、虎一匹分頭・肉・腸の塩漬を進上すべきことを命じた。義弘は当時朝鮮半島南部沿岸の唐島（巨濟島）に築城して守備していたが、文禄四年三月八日その子忠恒（家久）とともに、島津勢を率いて唐島を出帆し、朝鮮半島南部の昌原に到着し、翌九日深山に入つて虎狩をおこなつた。さらに十日大勢のどよめきによつて一匹の虎が走り出たため、島津右馬頭以久の配下の安田次郎兵衛が追い掛けたが、安田めがけて、虎の高き所より飛び掛るところ、見事に刀を虎の口に突きこみ、虎を討ち取つた。その後雨降つて、火縄の火はすべて消え

配下の上野権右衛門が猛虎に刀を抜いて討ち掛つたが、かえつて虎の牙に引き掛けられ、振り落されて即死。

ついで帖佐六七も虎にももをかまれて重傷を負い、福永助十郎が虎の尾を取つて松の下枝に引き掛け、長野助七郎が大太刀を抜いて、虎の右脇より背に向かつて突きぬき、ようやく虎を討ち取つた。二匹の虎を得て十一日唐島に帰り、塩漬けにした虎肉など二四分を平田五次右衛門宗智に命じて、山城国伏見在城の豊臣秀吉へ献上せしめた。秀吉は四月二十八日付朱印状を島津義弘に送り、義弘が虎二匹の肉、腸など贈り届けたことを喜び以後の虎狩を禁じている。

実際に征韓錄卷之三「虎狩之事」の叙述が名文であつて薩摩藩士の剛勇無双を遺憾なく伝えている。その剛勇は薩摩藩の少年を奮起させるにたる具体性をゆうしていいたと云々。（薩摩郷中教育より）

この「虎狩」の一匹目の虎大太刀を抜いて討ち取つた長野七郎剛勇は、溝辺町竹子祝儀園の長野氏の先祖にあたる人である。朝鮮への出陣は加治木より義弘にしたがつて行き、後加治木より溝辺の竹子へと移住することになつた郷士の家柄である。

鉄砲（火縄銃）も使用できなくなつたところ、島津忠恒

○長野家系図

我元長野家之苗裔也。是於文政六年甲申年稟。大君之恩許。以別立。於一男家。千春万歲吾孫子誓染。二身塵事。一莫汚。二家系。天保二年辛仲春吉辰書。長野喜右衛門祐條。

譯○○○○○所

当家氏大明神

祐善
織助

祐幸

助七郎縫殿之助

奉仕。兵庫頭義弘公。中納言家久公。自文禄元年。至慶長三年。父與祐善。在朝鮮役。凡七年。途虎事。四海。後依家久公之佳命。忠朗君江為。御附人。三百七十余人ノ内ナリ。

祐次

助兵衛尉助左衛門尉

祐暉

「四郎右衛門」初荒武甚助宗氏。称寒荒武市兵長子也。祐將依無世子。粮而為子。妻横川士弓。削三左衛門尉。

◎祐
辰六覺右衛門、妻終田喜右衛門女

◎祐清
金四郎四良右衛門助七郎
祐包

一祐助
四郎助

◎祐條
喜右衛門、妻溝辺郷士久保田家之女

◎祐紀
覺助、妻日当山郷士松下甚右衛門女。新助、覺助。一男祐資

◎祐壠
妻溝口平右衛門女。母松下氏之女。寛政十戌午誕生。甚太夫。夫美同氏。覺助。祐紀之長子。祐修。依無嗣子。為養子。喜右衛門。

一女子

文政三年庚辰三月十五日生母。溝辺郷士溝口平右衛門女。嫁岩切喜左衛門。

◎祐
庄之助

天保八年丁酉八月十一日生實。長野覺助嫡子也。祐胤。依無二繼嗣。嘉永五年壬子。請命為養子。

◎祐
長兵衛

◎祐
光男

◎祐
万里

祐 矢八

虎熊

祐 光矢
登 美良

祐 久
女

寸、六尺五寸等まちまちであり、文禄三年の規定を改め
るまではこれを混用していた。

ところで、薩・隅・日三州の検地は、文禄二、三、四
の三年間におこなわれ、主として三年から四年にかけて
実施され、文禄四年二月二十九日に終わっている。

その結果、文禄四年六月二十九日、改めて薩摩国二十
八万三千四百八十八石七斗四升、大隅国十七万五千五十
七石二斗三升、日向諸県郡十二万百八十七石四斗四升、
合計五十七万八千七百三十三石四斗一升を算出し、次の
ような配当をもって義弘に對して目録帳が与えられた。

太閤藏入分（代官石田三成）

合一万石 大隅始羅郡加治木の内十ヶ村

石田三成知行分

合六千三百二十八石四斗四升八合

隅州曾於郡清水の内曾小川村外四ヶ村

細川幽斎知行分

合三千五石三斗五升一合

隅州肝付郡之内岩宏の村外二ヶ村

島津義久藏入分

合十萬石

島津義弘藏入分

合十萬石

薩・隅の内十六ヶ村

秀吉の検地は、その方法において格段の進歩があり、

文禄三年に至つて曲尺六尺三寸のさおまたはなわ、いわ
ゆる京さお京なわをもつて、五間に六十間すなわち三百
歩を一段とした。一段は六尺三寸平方にして、三十歩
一畝、十畝は一段、十段は一町となり、何町何段何畝何
歩と呼ばれるようになつた。從来のさおは六尺、六尺二

第九節 秀吉の文禄検地と

領主肝付兼三の所領替え

文禄のさお入れと称せられる秀吉の検地は、秀吉が全
国的に着手し、統一したところに大きな意義があるので
古来よりきわめて有名とされている。

当時戦国時代の諸侯が新領土を獲得すると、その地の
検地をおこなつていたのであるが、薩隅においても、室
町時代以降おこなれてきて、領主より土地を宛おこ
うに際し、その土地の状況を記載したものに、国老乃至
領主の証判を与えたもので、部分的に検地と同様の効果
をゆうしたものである。

伊集院忠棟知行の分

合八万三石八斗四升

隅・日向諸県の内十七ヶ村

千六十七石二斗四升

同

竹子村

溝辺村

島津以久知行分

合一万石

大隅熊毛郡種子島二十八ヶ村

千三百十五石一斗一升九合

同

崎森村

給入領

合二十六万六千五百三十三石、薩・隅・日向諸県郡内

島津義弘は右の知行割仕置のため、文禄四年四月十二日陣中から召還され、五月十日忠恒に後事を托して唐島を発し六月五日大阪に着いた。それより義久も相ともに帰国し、石田三成と図り逐次臣の所領替えをおこなつた。

社寺領

合三千石

薩・隅・日三国内

以上の如くにして、これを京さお御朱印高と称した。

また出水郡二万九千七百二十八石六斗九升九合は秀吉の直轄地とされた。

このとき、溝辺・加治木・日当山は太閤秀吉の直轄領一万石の地となつたが、前記の大閣蔵入分（代官石田三成）の詳細は次のようになつてゐる。

二千三百五十五石九斗六升八合

大隅始羅郡加治木の内

木田村

高井田村

西別府村

日木山村

段土村

小山田村

二百三十三石四斗五升八合

同内

木田村

高井田村

西別府村

日木山村

二百五十九石一斗六升五合

同同同

木田村

高井田村

西別府村

日木山村

六百六十八石四斗二升五合

同同同

木田村

高井田村

西別府村

日木山村

九百十一石七斗二升四合

同同同

木田村

高井田村

西別府村

日木山村

七百二十石九斗六升七合

同同同

木田村

高井田村

西別府村

日木山村

溝辺、三台堂を治めたが喜入への移動については、加治木・

この肝付家は四代六一年間加治木城にあって加治木・

溝辺、三台堂を治めたが喜入への移動については、加治木・

なお、本町の有川村と三繩村の分は給入領の所へなつてゐるのかどうかはつきりとわからない。

木の家臣らが大多数お供して移動していったということである。

島津義弘は、文禄四年（一五九五）十二月、栗野から帖佐鍋倉宇都に移り、慶長十一年（一六〇六）には平松に移った。ところで加治木（溝辺を含む）直轄地が義弘の朝鮮役の軍功によって、島津氏に復帰したので、義弘は加治木が景勝の地であり、また薩・隅・日三州の要衝の地である点から大蔵氏以来の居城であった加治木城に移ることにした。その後、改めて加治木の中央の地を選び、屋敷の位置を定めしめた。ここが現在の加治木高、杣城小、図書館の所在地から於里の裏通りまでの区域だといわれている。

※参考文献

- 1 三国名勝図絵（中巻）
- 2 薩、隅、日地理纂考
- 3 薩藩沿革史（県図書館）
- 4 建久図田帳（新加雜第六）
- 5 喜入町、加治木町・隼人町郷土史
- 6 郷中教育
- 7 鹿児島県史
- 8 加治木古今雜撰（加図書館）
- 9 日本史（竹内理三著）

第四章 近世

第一節 藩政時代と島津氏

薩摩藩の領域は薩摩・大隅・日向諸県郡に琉球を加えるようになり、現在の鹿児島県と宮崎県西諸県郡、小林、東諸県郡、北諸県郡、都城市付近の地で、島津氏は鎌倉時代の前期薩摩国に入国以来薩摩・大隅・日向の国を守護となりこの地を治めてきたが、鎌倉時代から江戸時代末期まで約七百年間の長きにわたって、同じ地方を治めてきた薩摩藩七十七万石の大名であった。

しかし島津氏といえども、薩摩に入国したときは山門院（今の出水地方）にいたが、薩摩・大隅・日向のいづれの地方にも古くから豪族がいて、勢力を張っていたので、一朝一石にして、その勢力の扶植渗透が図られていったものではなく、たまたま室町時代に至つては、豪族たちに反抗されて、島津氏の危機の時を迎えた時代のこともあった。

かような状勢の中に戦国時代のころ、貴久が島津勝久の養子として領主となり、父日新斎忠良や貴久の子、義久・義弘・歳久たちの豪勇らが出で、貴久に協力して薩・隅・日の三州統一大偉業に成功したのである。

ところで、島津氏が鹿児島東福寺城に進出したのは、南北朝時代の興国四年（一三四三）のことであり、これ以来鹿児島が島津氏の根拠地となつた。嘉慶元年（一三八七）元久が清水城を築き、ここに移り居城と定めた。さらに天文十九年（一五五〇）貴久は伊集院より清水城に移り、内城を居城と定めたのである。さらに十八代家久が鹿児島城（鶴丸城）を建設し、慶長七年（一六〇二）居を移したのである。

鶴丸城は、天主閣を備えている近世一般の城郭とは趣きを異にし、城山を背景にして建てられた居館造りであつてむしろ古式を誇る城であり、石垣堀割りも簡素なものであつた。これは島津氏が、早くから城下集住をだいだい的におこなわざ、本城だけで勝敗を決するのではなく外城制度を採用し、薩藩全域をあげて防備にあたる体勢を取り、嚴然たる一大巨城たらしめようとするねらいをもつて築かれたものであろう。

鹿児島の城下町は、市街地の北部地区が、中世室町時代の城下であり、鶴丸城の築城によつて一段と南部と西部に拡張建設がはかられ、後に至つて、海岸埋め立てもおこなわれ拡張されたのである。

次に藩の職制には、まづ城代、家老、側詰、若年寄、大目付を首脳の役職とし、このうち家老、若年寄、大目

付を三役と称し、三役以下に大番頭、寺社奉行、勘定奉行、小姓与番頭、町奉行、側役、御留居ノ納戸奉行、船奉行、記録奉行、高奉行、物奉行、道奉行、山奉行、郡奉行、金山奉行、細工奉行、小納戸頭取、祐筆などがあつて家老が直接に達する直触の役職で、またそれ以下用人申渡しの役もいろいろある。

大目付以上は、かご、または騎馬でやりをもたせて出勤する役とし重役の格式を備え、大体においては、鷹匠見習まで肩衣を掛けて出勤する役として、とくに「御役人」と称していた。その他書役等に至るまで羽織、袴で勤める役として単に「役人」、または小役人と称するなどの差別が存していた。

藩士は家格による階層に分けられ、一門家、一所持、一所持格、寄合、寄合並、小藩、新藩、小姓与、小十人組、郷士（鹿児島付近二十五ヶ村居住の武士）与力、足輕があつた。これらの城下の諸士の人口は、文政九年（一八二六）の薩藩政要録によると、諸士一万六千七百九十四人で、これに家来、与力、足輕三万五千七百七十四人を加えて合計五万二千五百六十八人である。

島津藩主の領地を治める政策の主たるものは、①は外城制度の採用であり、②に門割制度があり、③に身分制度があり、以上三つの制度を薩藩の三大政策と称してい

る。以下節をあらためて述べることにしたい。

大隅

三五

七

日向

一九

二一

計

九二

(県史卷二、一六一頁)

第二節 外城制度

天正十五年（一五八七）秀吉西征後、他から侵略を受けない完全な領土地域の警備を固めようと、薩隅の辺境警戒の全勢力を打ち込んだ。

まづ藩内各地各郷に地頭を配置し、軍政を布き、辺境の地には関所を設け、要所には番所を置いて、他国人や領民の出入を厳重に取締り監視した。これが薩藩における外城制度の始めであるが、この制度が完成したのは慶長七年（一六〇二）第十八代久が、鹿児島本城（鶴丸城）を建設し居を移したときからである。

鶴丸城は城山を後に控え、近世の天主閣を備えている他国の一般的な城とは、その情趣を異にしている屋形造りの居館である。この城は本城をもつて直ちに勝敗を決しようとするものではなく、この本城をもつて内城とし、百有余にのぼる外城を領地内に設け、全藩をあげて防備にあたり、厳然たる一大巨城たらしめようとしたのが、外城制度の根本的な本旨なのである。

三州内の外城および私領は次のとおりである。

国

外城

私領

薩摩

三八

一三

一 地頭政治

外城制度の眼目とするところは、一郷一城の農兵制であり、領地内警備軍防にあつたのだから、当然各外城毎に土着の武士を配置した。

これを外城衆中または単に衆中といった。後、安永九年（一七八〇）七月郷士と改めた。また天明四年（一七八四）には外城を郷と改称した。鹿児島に住居する藩主直属の士を城下士（鹿児島士）と称し、私領の武士を家来と称したが、城下士は郷士を軽べつし、郷士は家来を陪臣（藩主—私領主—家来）と軽視したものであった。

衆中（郷士）はみな土地、田畠を給与されて平時にあっては耕作に従事し、一朝ことあるときは直ちに武器をとつて起つのを本分とされていた。すなわち半農半士の生活を営み、耕地が乏しいときは、山野の開墾を願出でて許可を得、開墾して働き士としての責務を果していた。また郷士は書役、普請見廻、野廻、相談役、行司、郡見廻、村堵見廻、庄屋、御鳥掛、椅掛等

の職についたが、また郷士の特権として鍛治主取、石切主取、大工主取、染物主取、船大工主取等町人の職まで奪わなくてはならない程、下級郷士は生計が困難であつたのである。

外城内の士民の総管理をするため、地頭を置いた。地頭は権限も広く勢威も強かつたが、ほとんど遙任（掛け持地頭）であつたため、この下に郷士中より曇（くも）頭、横目（よこめ）の郷三役を置き、おののその任務をわかつて地頭を補佐せしめた。これらの三役は郷土から抜てきしてこれに当たらせたが、後世になるとほとんど一筋が一定し、父子相伝えてほとんど世襲となつた。郷三役が詰めて政治をおこなう所を地頭仮屋、または地頭館と称し、その位置は必ず外城中の中心区域であり、その地域を麓（はづか）というのが普通であった。これはまた地頭館がおかれた場所は一般的に山の麓に位置した所が多かつたためである。

二 溝辺の地頭館

溝辺の地頭館（地頭仮屋）は、現在の溝辺小学校敷地最南端部の音楽教室のある付近にあつたといわれている。この所が溝辺郷の藩政時代における政治のすべてがおこなわれてきた役所跡である。

溝辺郷の郷士の居住の地は、溝辺城を中心に溝辺村

（今の麓）の玉利および石峯、北原、房山、橋之口、水尻方面を主とし、崎森、三繩、有川、竹子等へ分散居住していたものと思われる。そしてその時代の政治の中心地は麓村にあつたと思われるが、溝辺郷第一代の地頭が任補されたのは宝暦三年（一七五三）であり、名実ともに溝辺郷が、地頭政治にはいる時点において、地頭館が有川村に建てられ、溝辺郷の政治の中心が変ってきたと思われる。これについて他に理由があるかもわからぬが、まづ交通関係と全体的な地理条件の位置上から、移動されたものであろう。

地頭職は一外城の総帥としてその権限と任務は重大であり、軍事のほか、教育、勧農、行政、司法、警察権に至るまで、みなこれを総管括をしたのである。溝辺郷の地頭に任補された人は次のようになっている。

代	一 西暦年	時 代	氏 名
第一代	一七五三	宝暦 三年	日高 次右衛門
第二代	一七六一	山田 新右衛門	元 猪敬太
第三代	一七六四	明和 元年	伊知地喜右衛門
第四代	一七六七	四年	勝 馬
第五代	一七八一	天明 元年	勝 馬
第六代	一七八七	七年	勝 馬
第七代	天明		

第七代	一七九九	寛政一年	大野多文
第八代	一八二二	文化九年	山田新太
第九代	一八一八	文政元年	窪田筑右衛門
第一〇代	一八三三	天保三年	新納主税
第一一代	一八三五	六年	中村黒人
第二代	一八四八	平年	平田善太夫
第三代	一八五〇	嘉永三年	富山半藏
第四代	一八五四	元年	士岐平太夫
第五代	一八六二	文久二年	蘭牟田利兵衛
第六代	一八六四	慶応二年	川上竜衛
第七代	一八六六	元年	伊集院伊膳
第八代	一八六八	元年	平田善太夫
第九代	一八六九	元年	肝付次右衛門
第二〇代	一八七二		

郡見廻役（三人）。牛馬改役（二人）。

普請方見廻役（一人）。

溝辺郷當時の戸口 戸数八四三

士族 男 五七〇
高 四、四六六石
卒 男 五五六
女 一、一二六

平民 男 一、〇六八
女 九一六
一、九八四

一三六

計三、二四六

第三節 門割制度

一 門割制度

外城制度と並んで薩藩特有の政策に門割制度がある。藩政時代における農民は、耕作者として独立の人格を与えられておらず、必ず門を組織し、門の長たる名頭によって代表せられた。

門とは農民に対する土地の配当および租税徵収の単位であって、領内の農民を幾多の門に分かちて、門に對し一定年限の間、土地を配当し耕作せしめる方法で、大化の革新のときの班田收授法によく似かよつてゐる。

三 地頭の下の役人

郷士年寄（あつかい役ともいう）外城における風紀の取締り、竹木の見廻りなど一切の監察を任務とした。

天明三年（一七八三）郷士年寄と改称したが、後慶応元年（一八六五）嘗に復称した。後年世襲職であつた。（四人）

与頭（くみがしら）与頭は郷士の教導、郷警備などをおこない世襲職であった。（四人）

横目（よこめ）警察のことを掌る。（四人）この下に足軽あり。

門の組織を図示してみると次のようである。



村の長を庄屋といい、郷士が任命された。村を数個の方限に分けその長を名主、功才、在役などと呼び、名頭の中から選ばれた総代役であるが、郷士を補する場合もあった。方限の下に門があり、門毎に名頭、乙名、翁と呼ばれる長があつて門を支配し、門に対する全般の責任を負わなければならなかつた。それで名頭は門内の名子主長であり、数戸の名子の上に立つた。名頭は百姓であるが、ときとして郷士を補する場合もあり、この場合郷士は百姓格に下げさせられた。

門には必ず個有の名称があり、その名称の多くはその土地の地名をつけた。一門はおおむね四、五部より成り、その門の一家部は名頭の家であり、他の家部は名子の家であった。名子は家部の長、一戸の家長である。門はもと普通親類縁者をもつて組織されていたが後には、必ずしも血族関係者のみではないようになつた。

十五才以上六十才以下の男子を要夫（用夫）といい

各家部の男子が年令十五才に達すると要夫入りといつて、一人前の義務の負担者となり、耕地を配当され、六十才に達すると、要夫外れといつて義務の負担を免除され耕地を返還した。前に述べたように、家部の家長が名子であるが、家長たるべき嫡男が十五才に達すると新名子と呼ばれ、六十才に達して要夫外れになると先名子といった。家部の中には前記の要夫外れの外に、十五才未満の生子と、疾べいその他の理由によって、公役を免除された要夫のがれとがあった。

本町内の門数は竹子を除く外、残念ながら明らかでない。当時竹子地域の門数は三十六門で次のようになつていたといふ。

部落

祝儀園

榎木園門、祝儀園門、中吉門、今別府門、

上村門、下水流門

極樂

極樂門、中村門、藏園門、大園門

計牛

田中門、藏園門、岩崎門、二月田門、内田

栗下山門、馬場門、内ノ段門

石井口石井口門、上山下門、吉田門、下山下門、

中久保門、中山門

宮脇宮脇門

宮川内別府門（二門）、並松門、武元門、下久保

門、剝岩門（二門）、上久保門、宮川内門

上牟田門

宮原田方門

今別府、野坂、木場なし。

二 門の土地割当

一門に対しても二十石と四十石ぐらいを割当てていたようである。この内名頭と名子に対する配当割当は要夫の数によって一定しないが、ふつう一門分の土地面積の二、三割を名頭に配当し、残りの七、八割を名子に割り当てたようである。前述の如く土地の配当を受ける資格のある者は要夫である。だから十五才に達すれば、土地を給せられ、六十才になれば返還する。各家庭に割り当てた耕地を俗に「回高」と称するのはこのように土地は農民の私有物でなく、てんてんとして回り来るものであるからである。

また、検地とともに門割替えをおこなった。文禄三

年（一五九四）の太閤検地後、慶長十九年（一六一四

・二十一年目）、寛永十年（一六三三・二十年目）、

万治二年（一六五九・二十七年目）、享保七年（一七

二二・六十四年目）の四回おこなわれたのを大割地

（給支配替え）といい、最後は明治三年（一八七〇）

におこなわれた。これは庄屋および郡見廻（農村の巡回監察、百姓の指導等の任務とする）等が、郷三役の立合の上、要夫入り、要夫外れ等の調査、土地の土入検証をおこない、その結果に基づき、土地の剩余、不足により「人移し」をおこなっている。

なお、門には蔵入門と給地門の二種類があった。蔵入門というのは、直接藩庁の蔵に貢租を納入する門をいい、給地門というのは城下士または郷士に配当された門で武士の知行地をいう。この知行主を公的には領主といい、百姓間では「旦那」と呼んでいた。

三 土地の種目

土地に次のような多くの種目があった。

(一) 門地（門高） 農民の耕作地、藩の経済は主として、この門高によって支持され、農民もまた門地の耕作によって生計を維持していた。

(二) 浮免地 郷士の自作自収地、門地に編入しない土地、すなわち門地より浮び出た土地で租税の必要は

なかつた。検地門割に際し新たに門高に編入されその代償として旧門地の内より同面積の土地を浮免地として与えられることがあつた。

(三) 仕明地(抱地・持留) 郷士の自作自收地、藩主の許可を得て開墾した土地で、永久に郷士の耕地であることを認められ、私有地としての特権を有した。

(四) 大山野 原野や藪地で用水堤防等の修繕用材を取り、百姓のまぐさ・刈敷の採取をしたり、あるいはこれを山仕立・仕明地としたところである。

(五) 永作地 郷士・百姓が大山野・荒地などを自費仕明けして、門地同様の租税負担をする永代耕作の蔵入地で、四年目より検註をおこなつた。

(六) 庄屋浮免地 庄屋の持分として、とくに一定の地を割いて配当された自作地身分給地である。租税は不要で要夫を徴収して耕作せしめた。

(七) 庄屋役分高 庄屋役職に対する報酬として自収する地で、庄屋浮免地の身分給に対し、これは勤務給である。

(八) 溝下地 農民新開の土地、毎年検註して高地に編入した。

(九) 部一山 農民が藩庁の許可を得て、山林仕立てを

おこなつてゐる地、収入が目的で成林後、三分の一を農民が取り、三分の二は藩庫に納入する仕組である。

(十) 共力山 農民の共有林、自家用目的で家作りの材、またいろんな工具その他、共同使用のものに充当する。

(十一) 共力高(協力高) 軍需用とし協力節約して郷倉に穀物を貯蔵(軍用高・模合高)したのはじまり、後その他郷士の救済または教育費に供した。

四 門の義務

門割の主要目的である門の負うべき三大義務は次のとおりである。

1 土地の耕作

農民が土地を耕作するのは自分の利益のため、すなわち農民生活の本旨というよりは、むしろ藩財政の源泉地として配当の耕作を強要せられ一種の強制耕作法である。したがつて、農民不慮のできごとにより耕作困難の場合は、その村中のものが助力して生産を維持しなければならなかつた。また、農民がみだりにその村を転居するのを禁じ、やむを得ない場合は後継者を定めた後転居を認めた。これは貢租の欠損を防除するためのものである。

また藩内における水田と畑地の割合は七・七対二
・三分であったが、藩は生産増強のために新田開発
を奨励し、あるいは郷士の抱地開発を奨励した。農
作物は租税の主たる目的物である米を主作物とし、
その他麦・大豆・甘しそ（農民常食）・煙草等であ
った。

2 租税の納付

土地の強制耕作は租税のためのものであり、もし
この租税に未納者があつた場合は、名頭の名において
門がその全責任をとらなければならなかつた。藩
政時代の租税は金納ではなくて物納であつたから、
その賦課法を定めるには、まず田畠をその肥瘠によ
つて差格をつけ、一反毎の収穫高を定め、その高に
応じて税額は定められたものである。

左表は、五公五民の法である。

田畠差格	収穫米	租税額
上田	一石五斗	七斗五升
中田	一石三斗	六斗五升
下田	一石一斗	五斗五升
下下田	九斗	四斗五升
上畑	一石一斗	五斗五升
中畑	四斗五升	

藩の租税法は近世においては、たいてい四公六民で
あつたようである。すなわち高一石（玄米・薩藩で
は糀九斗六升のこと）につき三斗五升を常税とし
たが、外に年々一定の付加税があつて通計三斗九升
八合となつた。ひどいときは、八公二民にもなつた
こともあるらしい。なお米一俵は三斗五升の規定で
あつたが、その上込米二升を加え計三斗七升を納入
していた。

正税は水田にては米、畑地にては大豆であつた。
正税の外に雜税として、郷士の家庭において使用す
る日用品を四季節毎に納入した。また女子は織木綿
を賦課されていたらしい。

3 夫役出務

第三の義務は夫役出務で、庄屋の給地（庄屋浮免
地・庄屋役分高）の耕作・土木工事等諸般の課役に
約十五日徵發せられ、残り十五日は自分の配給地を

入念に耕作するよう義務づけられた。しかし実際に二十日と二十五日以上夫役に出るというぐらいの酷

なものであつたらしい。

このよつに門を構成する農民は、一方には自己の配当地を入念に耕作せねばならぬ上、他方には酷な租税負担と種々の公用夫役に服せねばならず、当時代の農民がいかにみじめなく暮らしを続けていたかがうかがわれる。

五 土地処分の制限法

2 土地私有の禁止
1 郷士の抱地その他特殊
て農民は土地の私有を許
藩主のものであり、農民
許可されているに過ぎな
土地使用権処分の禁止

郷士の抱地その他特殊の場合のほかは、原則として農民は土地の私有を許されず、土地はことごとく藩主のものであり、農民は単に公田として使用権を許可されているに過ぎなかつた。

土地使用権処分の禁止

配当地の売買譲渡は禁止されていた。

3 土地の短期割替えの禁止

原則として次期検地門割の実施されるまでは、他人との交換耕作は禁止された。ただ距離が遠くて耕作に不便な場合に限り、毎年交換耕作を黙認していた程度であった。

六

庄屋氏名表

18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
岩元	崎森	岩元	六郎兵衛	池上	長左衛門	町田	覺右衛門	上原	五郎左衛門	岩元五郎	久保田直右衛門	岩元佐次右衛門	外山	源右衛門	池上	長左衛門	吉次郎
岩元	氏	岩元	六郎兵衛	長左衛門	覺右衛門	孝五郎	孝五郎	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	市右衛門
溝口	名	岩元	六郎兵衛	長左衛門	覺右衛門	孝五郎	孝五郎	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	藤左衛門
吉次郎	代	岩元	六郎兵衛	長左衛門	覺右衛門	孝五郎	孝五郎	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	藤左衛門
岩元	氏	岩元	六郎兵衛	長左衛門	覺右衛門	孝五郎	孝五郎	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	藤左衛門
市右衛門	名	岩元	六郎兵衛	長左衛門	覺右衛門	孝五郎	孝五郎	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	藤左衛門
八太郎	代	岩元	六郎兵衛	長左衛門	覺右衛門	孝五郎	孝五郎	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	藤左衛門
吉次郎	氏	岩元	六郎兵衛	長左衛門	覺右衛門	孝五郎	孝五郎	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	藤左衛門
吉次郎	名	岩元	六郎兵衛	長左衛門	覺右衛門	孝五郎	孝五郎	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	源右衛門	藤左衛門
17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	19
日高	竹子	岩元	深利	荒武	白尾	竹下	田島	竹下	白尾	休左衛門	市兵衛	荒武	岩元	岩元	上原	上原	岩元
永野	名	岩元	深利	荒武	白尾	休左衛門	市兵衛	竹下	白尾	休左衛門	市兵衛	荒武	岩元	岩元	長之丞	長之丞	吉次郎
川上	代	岩元	深利	荒武	白尾	休左衛門	市兵衛	竹下	白尾	休左衛門	市兵衛	荒武	岩元	岩元	長之丞	長之丞	吉次郎
五左衛門	氏	岩元	深利	荒武	白尾	休左衛門	市兵衛	竹下	白尾	休左衛門	市兵衛	荒武	岩元	岩元	長之丞	長之丞	吉次郎
善兵衛	名	岩元	深利	荒武	白尾	休左衛門	市兵衛	竹下	白尾	休左衛門	市兵衛	荒武	岩元	岩元	長之丞	長之丞	吉次郎
五左衛門	代	岩元	深利	荒武	白尾	休左衛門	市兵衛	竹下	白尾	休左衛門	市兵衛	荒武	岩元	岩元	長之丞	長之丞	吉次郎
吉次郎	氏	岩元	深利	荒武	白尾	休左衛門	市兵衛	竹下	白尾	休左衛門	市兵衛	荒武	岩元	岩元	長之丞	長之丞	吉次郎
吉次郎	名	岩元	深利	荒武	白尾	休左衛門	市兵衛	竹下	白尾	休左衛門	市兵衛	荒武	岩元	岩元	長之丞	長之丞	吉次郎

15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	◎	23	22	21	20	19	18
岩元	岩元	岩元	岩元	岩元	野間四郎	上原八郎	伊右衛門	伊右衛門	伊右衛門	武右衛門	嘉右衛門	直右衛門	竹下	倉元	外山	岩元	岩元	岩元	岩元	宗像	岩元
岩元	岩元	岩元	岩元	岩元	左衛門	右衛門	左衛門	右衛門	左衛門	右衛門	右衛門	左衛門	右衛門	太郎	十兵衛	十太郎	岩元	岩元	岩元	庄太夫	伊兵衛
平八	平八	平八	平八	平八	六左衛門	利兵太	源之丞														
															万兵衛						

16	岩元新五右衛門	有川上原	孝右衛門
15	外山園田	十兵衛	十次郎
14	野間町田	忠次郎	嘉平次
13	岩元町田	清兵衛	伝十郎
12	上原野間	十左衛門	
11	溝口喜三	喜三次	
10	宗像横山	右京	喜三左衛門
9	岩元喜三	伊太郎	左衛門
8	外山源右衛門		
7	岩元甚五衛門		
6	横山越右衛門		
5	園田村田		
4	外山寺田		
3	外山寺田		
2	外山寺田		
1	外山寺田		

一身分制度

第四節 身分制度

外城制度、門割制度と並んで薩藩三大政策の一つに身分制度がある。身分制度は、他藩と比較しても大同小異であり、大別して士・農・工・商の四つに分けられる。

藩制時代には、社会を組織する人民に種々の階級

があつたが、その組織中最高の地位を占める者が武士（郷士）であった。武士は常に帶刀し、その社会的境遇を異にして特殊な待遇を受けており、なお郷士に準するものに足輕があつた。士はほかの農工・商を圧迫することのはなはだしいものがあつた。

2 農

農民はいわゆる百姓でもっぱら農耕に従事した。

当時の社会経済の源泉をなした者は、実に農民階級で武士と農民は社会組織の二大要素であった。農民はさきに述べた門割制度の中で、がんじがらめにからめつけられていたことは前節のとおりである。

3 工

工とは名ばかりで、その実大工・左官・石工等半ば農であった。しかもそれらの主取は郷士に独占されていた。

4 商

商の階級はきわめて不自由なもので、単に武士・

農民等の日用品を取り次ぎ、供給する一種の御用商人みたいなものであつたから、大きな利益などをあげるということは商業ばかりではとうていできず、生計を維持することが困難であつたから、かたわら

養鶏養豚・その他農工に類する副業的なものを営みようやくその生計を立てていた。

なお、商の下に賤民といつて極多があつた。

以上の各階級は世襲であり、農・工・商等から武士になるというようなことは絶対といつてよい程不可能なことであり、また、結婚も各階級内でおこなわれるのがふつうであった。

第五節 一向宗（浄土真宗）の禁制

宗教は神仏混合の時代であつて、仏教は禅宗・時宗・真言宗・一向宗（浄土真宗）等があるが、本郷では一向宗の信者は八〇パーセント以上の数に達していたのではないかと思われる。しかし薩摩薩においては独立の政策として、慶長四年（一五九五）第一七代義弘の時、一向宗を厳禁した。この厳禁の理由については次のようないかがわれている。

一 秀吉西征関係説

秀吉西征の時、真宗の僧呂がこれに内通し、軍の先導役をなしたため、秀吉の軍が平易に薩摩の国川内はいり、島津氏は降伏のやむなきに追いつまれたからだとする説。

二 他宗の僧侶により禁制勧説

一向宗が薩摩に伝ってきた時、他の宗教の僧侶たちが自分の宗門護持のため、島津氏に一向宗の悪口をいひ禁制をすすめたからだとする説。

三 後小松天皇勅許説

南北朝の合戦は、福昌寺第一世石屋真梁（伊集院忠国（の子）の献策によるものであり、その功に対する恩賞として、後小松天皇より三州内における一向宗の禁制を勅許されたからだという説。

以上色々申し述べたが、禁制の理由とはいえないようだ。島津氏が一向宗を厳禁したのは、第一五代貴久の父忠良の時代である。下つて貴久の子第一六代義久は「彼等同類、徒党を結び君父の命といえどもこれに従わず、忠孝の道を破り人倫を乱す。故にこれを厳禁す」といふ。また宝永七年（一七一〇）幕府巡檢使の質問に対する答えの中にも「一向宗の親しみ深く徒党を結び、君臣の礼に背き父子の分もなく」とある。これが真実の理由であろう。

すなわち一向宗の教義の本旨から来る民主的性格は、当時の封建制度を根本的に否定するものであつて、封建制度が崩壊すれば、藩政の成立維持はありえない。従つて封建支配者としての島津氏の統治方針と根本的に相容

れられたものがあり、領主支配者としてこれを排斥厳禁したことは当然のことといわなければならぬ。

一向宗が禁じられて困った信者たちは、ことごとく他宗に改宗する以外に道なく、薩摩藩においては、寛永二年（一六三五）キリスト教宗門改めと同時に一向宗門徒改めも行なわれたこととなり、地頭仮屋においては、各個人毎に詳細に登録をなし、通常七、八年から十四、五年毎に明治三年最後の人別改めまで、宗門手札改めを行ない、手札の受渡しをなした。

木札に氏名、宗門、年令等を書いたものを各人に渡しこれを手札と称して、結婚や移住等をなす時はこの手札と関係役人の証文が必要であった。

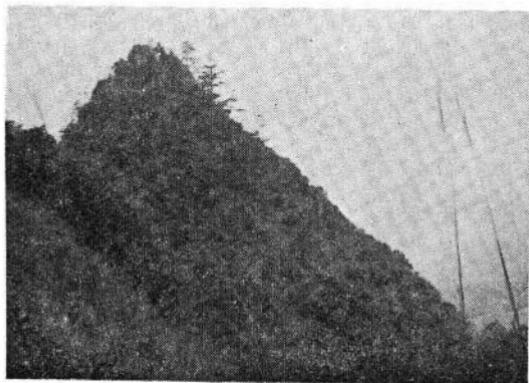
この手札関係の書類を宗門手札改帳と称し、今日の戸籍台帳に相当するものであつた。このようにして厳禁されたが、門徒たちの改宗はほとんど形式的であり、内心には依然として深く一向宗を信じて、あるいは山林、あるいは洞窟、または床下等に秘密室を作り、信者同志深夜に集合し仏を礼拝していたものだと伝えられている。

特に竹子長尾国有林の深山には、仏を隠し礼拝している場所があり、仏石と称する地名まで生じてゐるほどである。

しかし、このような秘密が一旦露見すると、厳罰をも

つて臨み重い者は遠島流罪に処罰される者も珍らしくなかつたといわれ、このきびしい弾圧の目を逃れるために一向宗の信者たちはお講の組織を作り、お講仏様を講内の持ち回り方式によつて、暗夜厳重な警戒をしながら、仏を礼拝し、教義を聴聞していたといわれている。

なおお講のことについては、明治以降の所で詳細に述べることにし、ここでは省略する。



全の石仏



現場の石仏

一 加治木島津家の誕生

第六節 加治木家の誕生と溝辺

加治木島津家は、寛永八年（一六三一）に太守家久公より、初代忠朗公（又八郎）へ武烈の功により一万石を賜わり加治木島津家は誕生した。後にまた給地高は増され、格の高い一門家二万石となつたといわれて

いるが、溝辺では誕生のとき竹子村が加治木島津家直

轄の領地となり、寛永十一年（一六三四）に加治木給地高が増になり御支配替えの折、高七九〇石加治木衆中給地へ溝辺村（後の麓村）が編入されている。

溝辺のうちで、竹子村がなぜ他に先がけて、加治木島津家一万石の領地に取扱われたかは判明しないが、考えられるに竹子地区は、水田耕作振興の地形的基盤

が、田地開発への素質とその面積の広さなどの条件を具備していたことから、その理由となったのではないかと思われる。加治木島津家は誕生と共に、初代忠朗公の時代から財源確保の一つとして、先づ竹子地区の水田耕地開発と領地北辺警備を考え、その具体策の樹立をなし、それが実施へと打ち出されたことは事実であるに違いない。加治木町図書館に保管の古文書の一部を見せてもらつたが、その限りでは記録も見当たらなかつたけれども、実は昔から竹子に語り継げられた古事があつて、その内容は竹子地区に加治木衆中より四七家の者が、竹子へ移転を命ぜられ大挙移動をしてきたというのである。

そして、それが経済政策の一環として、耕地の拡張作業に当たると同時に、一朝ことあるときはたちまちにして北辺警備の任につく仕組みになつていていたとい

うことである。

換言すれば、竹子地区に人口増加の現象が生じ、水田開発の飛躍的前進の時代が訪れ、暫時活発な水田仕明け作業が行なわれ始め、現在にほほ近い状況の耕地形成がなされてきたと思われる。

この進展してきた過程の詳細を知る記録の現存を見届けることができないことは遺憾である。

なお、当時加治木島津家の竹子統治行政のための出先機関として、竹子の中央佐藤義直氏の先祖の家に設置され、政治の役所的拠点となつてすべての政治行政が行なわれてきたといわれている。したがつて、佐藤義直氏宅は役所といわれ今日に至つてはいるが、確かに記録的資料もなく一概にどうと判断することは危険だとも思うけれども、もし推定が許されるならば、筆者はあえて、時代は初代忠朗公の中期時代に、四七家の移転実施が行なわれたことは事実であると推定しておきたい。

ところが、この竹子地域の水田開拓にかかる水源量は、需要に答えきれずかんがい水利の点については最も困難な時代であった。明治・大正・昭和の近代の時代にはいつからももち論水利不足の点においては、解決されなかつたと思つてゐるが、さきに述べた

時代、人口の増加をはかり耕地開拓を進める政策を進

めてはみたが、水利不足では問題にならないので、治水工事の計画と実施が緊急の課題となり、大きな問題となつたことは当然のことであり、藩政時代の二大かんがい治水工事が行なわれ、時代的背景のもとに、水利改善強化策が施されたことを物語る貴重な遺跡が残されている。

このことについては、後に述べることにして、移転してきた四七家は次のようである。（古老庵岐芳之氏談）

部落名	移転 旧家数	部落名	移転 旧家数
野坂	一	宮原	五
宮川内	九	極楽	三
石井口	二	祝儀園	二
宮脇	五	今別府	二
栗下	五	木場	一
計牛	五		九

※ 竹子には從来よりの旧家があり、それに四七家が移転して加わり、さらにその後各地より転入の郷士旧家があり、竹子の郷士数は多かつたのであること。

二 溝辺の管轄について

溝辺は、加治木島津家誕生前は加治木内に属していたことが加治木古文書加治木古今雜撰の卷一に「溝辺之事」加治木溝辺村有川村竹子村崎守村三繩村なり候」とあることからわかる。

次に加治木島津家誕生と同時に、加治木島津家の領地として、竹子村は加治木島津の直接支配地に属し、また麓村は加治木島津家の諸士給地になり、加治木支配になっていたが、万治二年（一六五九）二月八日より鹿児島給地に支配替えされて、崎守村、有川村、三繩村と同じく鹿児島支配となつたと察せられる。

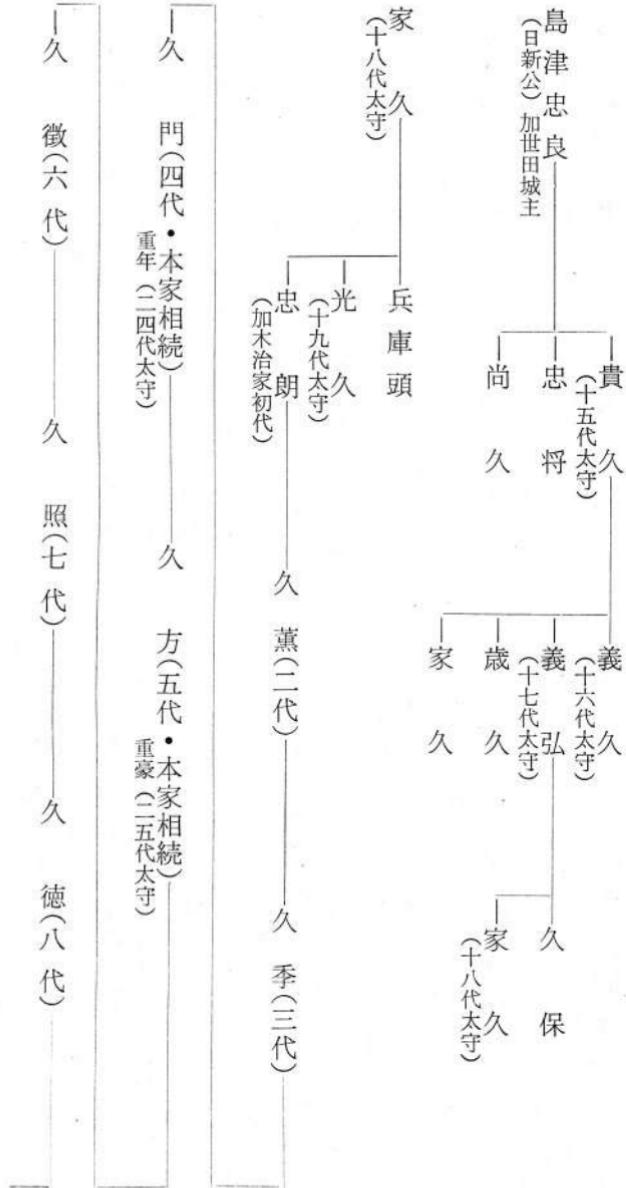
また前記古文書の一節に、「公儀御改御○○」鐵砲加治木溝辺村ニ鐵砲二挺、今ハ麓村と云うなり同三繩村鐵砲二挺、同有川村鐵砲三挺、同竹子村鐵砲十六挺是加治木○○○○」とあり、加治木の内にあるとき公議御改めによつて溝辺の各村毎に、鐵砲が配備された時の記録ではあるまいかとうかがわれる。

溝辺が一外城として認められたのは、その年月はよく判明しないが寛永十六年十二月には私領を除く外城あるいは郷の数は八七カ所であり、この時の数の中には、はつきりと溝辺は一外城となつてゐることは明白である。その後外城の分合廢置はしばしばおこなわれ

たが、元文四年（一七三九）の数は一一三カ所になつてゐる。

しかし溝辺は初代地頭が宝暦三年（一七五三）に補任され、名実ともに溝辺郷としての政治行政がおこな

加治木島津家系譜

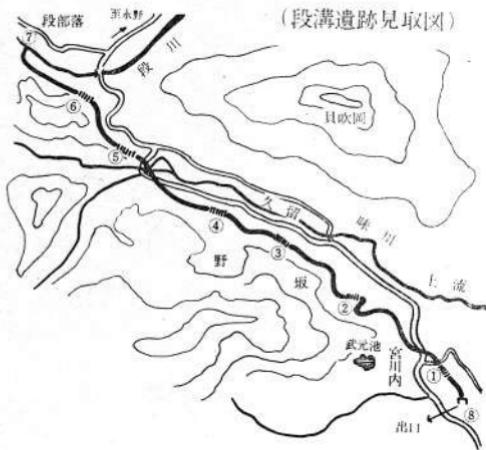


われたのは、このときからであるといえよう。ただし
このときといえども竹子だけは、やはり加治木島津家
の直支配であつたと伝えられている。

久 長(九代) 久 宝(十代) 久 賢(十一代) 久 英(十二代)

肥後人吉相良家より養子
陸奥八戸南部家より養子

(段溝遺跡見取図)



1. 塔畠ぬき 2. 錢甃ぬき 3. 哀のぬき
4. 山志布ぬき 5. 笹峯上のぬき 6. 段ぬき
7. 加治木どん井ぜき 8. 岡屋敷出口

第七節 段溝かんがい水路の設置

竹子の中央を流れる綱掛川上流の水源地は、本町西北部に位置する長尾国有林である。その湧水量は竹子水田の需要を完全に満すのに足りない。これは今も昔も変わぬ農民の悩みである。

前節に述べたように竹子は加治木島津家の領地に織入されたが、かんがい用水の不足を補うために計画、設営されたのが俗にいう段溝である。溝の取入れ口は旧薩摩郡永野村段部落中央の前方にある川に設けられた井ぜきである。ここは今でも「加治木どんの井ぜき」と呼ばれていることから加治木島津の手によって出来上ったものであることは間違いない。このことに関しては記録的資料がなくはっきりわからないが、この次に述べる「剝岩池築造記念碑」の碑文からして、初代領主忠朗公（在位四一年）の時代一六六〇年前後かと推定される。ところで溜池築造記念碑の碑文には「曾木内段の余水



加治木どん井ぜきの取入口

引事三里余の険阻を経て云々とあるが、實際六秆余でその出口は宮川内岡屋敷の下久保八太郎氏方東方にあつて、竹子の水田をうるおしていた。延長六秆といつても当時の技術としては實に容易ならぬ大治水工事であったことが各種の事情から推察できる。

先づ第一測量の段階であるが、段から引いて水路を設定すれば、相当の落差があつて水を引くことができるという土地の高低感覚と測量の着想はすばらしい。

第二には横川と溝辺の境を流れる久留味川上流を、上野坂でどうして立体交差させるかということについては結論が容易にでなかつたらしい。溝辺側は川の水面より

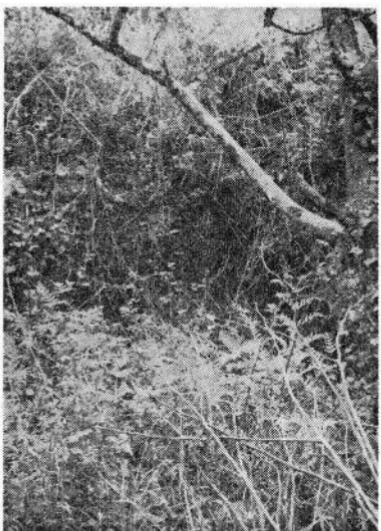
高く木製の水路橋でもつて来なければ引水はできないといつて、この方法を主張相談した。横川の言分は水面より上は許せない、川の底を通せと主張した。これは竹子のための水路を通してもらいたくないという思想からであつたろう。しかし竹子側はいろいろ相談の末、先方の要求どうり川底を通そう、その方がむしろ得策といったことで、最終的には横川の要求通り話がまとまつたといふ。（古老東泰藏氏談）眞実性については問題があるがもしその通りとすれば、一旦水を下げおとして、また高所へもつて行けるという物理学的な根拠をつかみ得てのこととするなら、すばらしい着想といえる。

次に六秆にわたる水路の途中には大小六ヶ所のトンネルを掘りぬかねばならぬので、それもまた一方ならぬ工事であったに違いない。測量の偉さ、難工事の挑戦、当時の使用器具（くわ、山くわ、竹モツコ、ブンギリ）などの貧しい工具をもつての作業を思う時、先人の偉大なる業績に深き感銘を覚えることである。

この工事が完成することによって、多くの水田耕作を可能ならしめ、住民の食生活改革の一役を荷ない、また当時の溝辺文化向上に効果をもたらしたことは、いわゆる後に述べる溜池設置工事と共に二大治水工事として高く評価すべきものであろう。

当時の加治木領主は、幾多の資材は提供したであろうが、工事期間は少くとも二ヶ年の才月は要したであろうといわれ、その大部分は関係住民の出役ということでいろいろと苦心の跡をしのばせる語り草が残っている。

それは、起点から三分の二位の地点（瀬戸山字の坂道上方）に「錢がめ」という地名があり、ここは工事が余りにも難工事で完成のためには、用夫に日当を支給せねばならず、その支払い方法の一つとして考案出されたことに、大人の手がやつとはいる程のかめの底に錢を入れ、その日の日当は各人のつかみ取りということで、かめの中で多くさんつかめば出口を通らず、むしろ初めか



ぬきの名残り

ら少しつかんだ方が得策という笑い話しみたいな話しがあるが、難工事を切り抜けるための苦肉の策と受けとめられ興味深いことである。

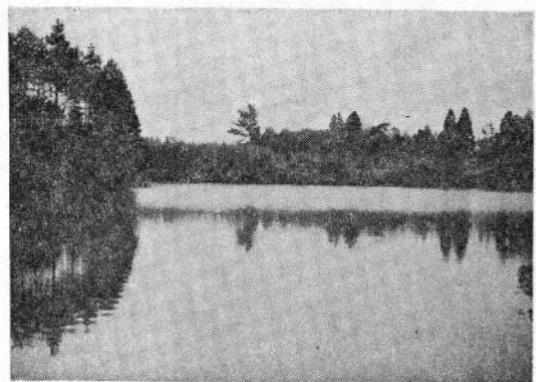
さて通水後の管理については、評議会なる組織をもつて暴風雨などの非常災害と、溝さらえなどの平常時対策について慎重に協議し保全につとめた。評議会などの会場には、下久保八太郎宅が代々これを引き受け、このことは明治初年まで続いたという。（下久保八太郎氏談）

しかしこの用水路も、水の取入れ口に当たる段川下流の開墾が進むことによって、困難な政治問題と発展し竹子えの通水は困難となりいつの間にかはいきよと化するに至った。今はわずかに草むらの蔭に埋れ行く祖先の汗の形身、すべては時の流れか。

第八節 溶池治水工事（剥岩池）

記念碑々文

隅州溝辺之邑竹子村者、寛永八年辛未中納言家久公よ里元祖兵庫頭忠朗公江菜地一萬石を所賜之其一也。然に尋常よりも地形高く溝渠の田地江瀉なきなり。是故に曾木内段の余水引事三里余の険阻を経て漸く田地に連るといえども近年に至水勢少故、屢々旱損の憂有



剝 岩 池 (竹子) 全 景

之農民枕を安するなし。此故に此所に池を築て田地用水の一助となしめんと、予て夙志の人有、於是文政七年甲申二月当領主源久徳公私府の予財七十万錢を散して築池の事を命ぜらる。茲歲文政八年乙酉三月其初既に成て田地用水を得、旱損の憂なき事を得たり。鄉保主保數百年此時より成て頌歌の声庭に○○農夫愚婦も三年蓄て年に積て公務も暇を得たる心して、父母

これはわれわれが俗にいう剝岩池の碑文である。碑文の冒頭に記されたように、段溝用水は年を追うて水勢が減り旱害が多くなつた。その原因は段溝本流水源かん養林の問題と、下流々城の開田進捗、一方竹子地区における水田開発などいろいろあるが、かんがい用水の不足は深

維時文政八年乙酉

桼城小浜彦右門此誌書

加治木西別府主取

其田美○ 采稼共○ 物奉公 中摩武平次秀坂
一滴之水 為干扱○ 加治木役人曾木加右衛門隆世
一賣之土 為万順阪鹿府地方檢者浜田甚右衛門兼泰
庄屋川原左右衛門
名主下山下門藏助
同 藏園門 ○○
民民此○ 促爾耕植 同 桑原休右衛門長典
○○無怠 永以有年 地方役 田口七兵衛良著
同 下久保門○○
同 才○○門○○
同 岸崎猪之八長喬
串木野主取

妻子養い足りと相共に野○打、此事を石に銘して永に
伝えん。○○賜ものなり又相從て歌曰く
一賣之土 為万順阪鹿府地方檢者浜田甚右衛門兼泰

刻な問題となつた。そこで竹子村の領主加治木島津家第六代源久徳公は地区住民の声を声とし、用水不足解消の対策として、多額の私財を投じ文政七年（一八二四）三月、剝岩池構築を命じ、一年余の歳月を経て文政八年三月これが完成を見るに至つた。

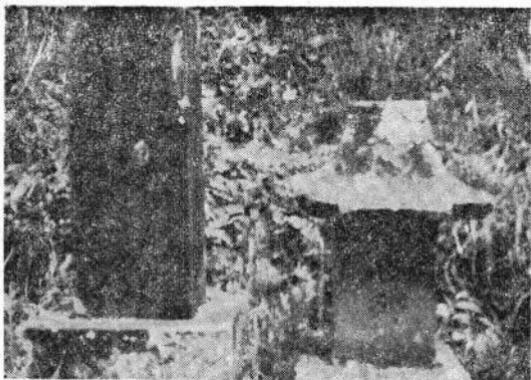
工事に当つてはもち論領主の私財投入も行なわれたのであるが、一年有余に及ぶ大土木工事に労力を提供し

た地区農民の労苦は、想像に余りあるものがあつたであろう。今堤防に立ち、満水の面を見つめるときまぶたに浮かぶ先人の苦勞、一斗の土、一滴の水これが結集してやがて豊穣を告げる黄金の波となる。永年苦しんだ用水不足解消を喜び合う顔と顔、これは溝辺の農業革命えの喜びの鐘でもあつた。

元来溝辺は水利に乏しく、畑作農業を主幹とした農耕はその生産性が極めて低く、農民は父祖代々困窮な生活と闘いつつ生き抜いてきたのであって、特に天明三年（一七八三）より数年も続いた大飢饉は、農民を貧窮のどん底に陥れ、わずかに収穫した米・大豆は年貢として藩主に納め、甘しよがほとんど常食であつたと伝えられている。

こうした災害に泣いたころから四〇年、文政八年構築になった剝岩池は、これこそ農民救いの神、その後用水池の築造は竹子から有川にもおよび、その数二〇を越えている。

水神と碑記念



第九節 藩政時代の陸上交通路

薩摩藩の陸上交通路で、領外に通する幹線街道は、小倉筋に出水筋と大口筋の二筋があり、東目は高岡（日

向筋があつた。幕府向け書出には九州筋、日向（高岡）筋のいづれかの筋によつたのであるが、この道筋によつて大阪、江戸へ連絡するには通常出水筋、大口筋では豊前小倉に、高岡筋では日向細島に出て、ともに海路をとつていたのである。

また藩主の参勤交代時の往来も、このいづれかの道筋がえらばれていた。

寛永十年（一六三三）六月幕府巡見使下向のとき、三十六町一里として一里塚を築き、また貞享二年（一六八五）九月、禰寝清雄は綱貴よりその補修を命ぜられたといふが、これも前述の三筋の街道に関するものであつたろう。次に宝永三年（一七〇六）正月二十日の覚には、出水筋、大口筋、高岡筋の三筋の幹線街道に一里塚を設置し、一里毎に鹿児島下町札辻より街道の他領境まで、道程町木を立てていることになつてゐる。（鹿児島中心）

さらにこの三筋の街道を含めて、鹿児島を中心とし諸郷に連絡する街道があつた。藩庁から諸郷への公用書状送達の系統からすれば、次の七筋があげられる。

- ①出水筋、②加久藤筋、③志布志筋、④綾筋、⑤大口筋、⑥寺柱筋、⑦高岡筋となつており、また諸令達等回文による路は左の如くなつてゐた。（鹿児島中心）
- ①重富筋→重富→帖佐→加治木→日当山→踊→曾於郡

→清水→国分→敷根→福山→市成→百引→恒吉→松山。

②郡山筋→郡山→入来→樋脇→山口→平佐→中郷→東郷→山崎→蘭牟田→大村→黒木→佐志→宮之城→大口→鶴田→曾木→本城→湯之尾→馬越→山野→小川内。

③谷山筋→谷山→喜入→今和泉→指宿→山川→願娃→知覧→川辺→山田→鹿籠→坊泊→久志秋目→加世田→阿多→田布施→伊作→永吉→吉利→日置。

④吉田薩摩筋→吉田→蒲生→山田→溝辺→永野金山→横川→栗野→吉松→馬関田→加久藤→飯野→小林→須木→高原→高崎→野尻→綾→高岡→倉岡→櫻佐。

⑤桜島筋→桜島→牛根→垂水→新城→花岡→大始良→大根占→小根占→佐多→田代→内之浦→高山→始良→鹿屋→高隈→串良→大崎→志布志。

⑥伊集院筋→市来→串木野→百次→限之城→高江→高城（川内）→阿久根→長島→野田→高尾野→出水→飯島

以上要するに、領外に通ずる街道並びに領内の交通路は、このような諸系統より成立し、奉公人に対しても例規によつて、送入馬を出していた。以上のことから薩藩における陸上交通網の発達の概要をうかがうことができ、郷土溝辺は、大口街道と大口筋、加久藤の中間であり諸令達回文の送経路の中にも位置して、陸上交通のうえでは主要な位置にあつたといえる。

第九節 薩英戦争

文久二年（一八六二）生麦事件の発生を招いた薩藩に対し、英國代理公使ニールは強硬に下手人の検挙を幕府に要求し、幕府は薩藩に對してその引渡しを命じたが、薩藩はこれに応ぜず、交渉は紛糾に紛糾をたどるにいたつた。

翌三年一月、ニール公使は英國政府の訓令にもとづき

二月十九日幕府に書簡を送り、幕府の謝罪書および賠償金十万ポンドを要求するとともに、薩藩に要求すべき条項を示した。その内容は、

1 英国海軍士官立合のもとに、下手人中主要の者を処刑すること。

2 死者遺族扶助料ならびに慰謝料二万五千ポンドを出すこと。

このことに対するときは、強硬の処置を取ることとする。

幕府に対し右のことを藩主に勧告するため、幕府の高官一人を英艦にとう乗せしめることを求めた。

このようにして難交に難交を続けたうえ、幕府もついに五月八日、要求の十万ポンドの賠償金を出し、なお、残された薩英間の問題を一挙に解決しようとして、英艦

七隻を率いて直接交渉のため、文久三年六月二十七日夕、鹿児島湾に乗り込み谷山七ツ島付近に仮泊し、翌二十八日鹿児島に到つて書簡を提出することを告げた。当日になると艦隊は前之浜前面に進航し、旗艦ユーリアラス号を中央に単縦陣のまま投げようとした。そして下手人の引渡しと、遺族扶助料と慰謝料を要求したが、薩藩が英國の要求に応じなかつたのでここに薩英戦争が起つたのである。

薩藩では沿岸の天保山、祇園洲、沖の小島、袴腰などの各砲台を始め、諸兵の配置は前夜までに完了し防備陣は厳密を極め、各砲台から盛んに英艦を砲撃した。

この戦いで薩摩側では戦死者五人、重軽傷者一〇数名を出し、さらに集成館や鋳銭所などを焼失し、英國側は戦死一三名、負傷者五〇名の多数を出したといわれている。なお英艦隊は八月四日去り、四日夕守備の諸士はがい歌をあげたのである。

この薩英戦争にわが郷土からは、麓水尻の岩元周左衛門（勇彦の曾祖父）が溝辺隊を率いて参戦されているがその隊員は外山十郎（龍）一名が判明しているのみで記録がなく詳細は不明である。

この戦いにおいて薩藩は、いろいろな教訓をうけたが、特に壤夷の無謀なことを身をもつて体験し、その後

和議交渉は急速に成立を見るに至り、薩英間には深き親善関係が結ばれ、五代友厚を始めとして十数名の留学生を英國に送ることとなつた。

※ 参考文献

1 溝辺諸役帳

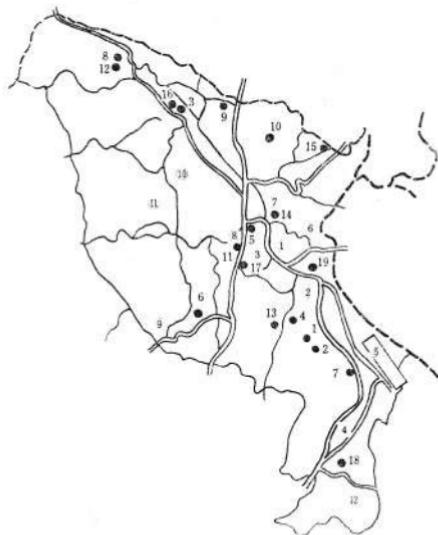
2 三国名勝図絵（中巻）

3 薩隅日地理纂考

4 鹿児島県史（巻二）

5 加治木古今雑撰（加治木書館）
6 東郷町・加治木町・吉松町各町郷土史
7 日本史（竹内理三著）

○ 主要遺跡(史跡・名勝・遺物出土)分布図



- ①高屋山陵
- ②石峯遺跡
- ③上床山"
- ④久保山"
- ⑤十三塚原"
- ⑥中野"
- ⑦木佐貫"
- ⑧石原"
- ⑨竹山"
- ⑩据石丘"
- ⑪上人丘"
- ⑫桑之丸"
- 1 溝辺城跡
- 2 心慶寺"
- 3 心慶分寺"
- 4 梅谷寺"
- 5 梅谷寺" (移転)
- 6 高松城"
- 7 玉利城"
- 8 武元城"
- 9 久保田城"
- 10 高松山城"
- 11 地頭館跡
- 12 地藏院"
- 13 鷹屋神社
- 14 熊野"
- 15 前玉"
- 16 稲荷"
- 17 飯留"
- 18 金峰"
- 19 大川内丘 (招魂社)